

## 令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会

### 会 期 日 程 表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会	
1	8月27日	木	開会・提案理由説明		
2	8月28日	金	休会（発言通告締切 午後5時まで）		
3	8月29日	（土）	休 会		
4	8月30日	（日）			
5	8月31日	月			
6	9月1日	火			
7	9月2日	水			質疑・一般質問・委員会付託
8	9月3日	木			休 会
9	9月4日	金	議会運営 建設経済		
10	9月5日	（土）			
11	9月6日	（日）			
12	9月7日	月			
13	9月8日	火	市民福祉		
14	9月9日	水	総務文教		
15	9月10日	木	議会運営		
16	9月11日	金	委員長報告・討論・採決・閉会		

# 令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会

## 目次

第1号（8月27日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
7. 日程第2 会期の決定	7
8. 日程第3 議案第62号～議案第69号 認定第1号～認定第12号 報告第5号～報告第10号	7
9. 提案理由の説明	7
(1) 議案第62号（木下総務部長）	7
(2) 議案第63号（池田水道局長）	8
(3) 議案第64号（梅崎市民部長）	9
(4) 議案第65号（木下総務部長）	9
(5) 議案第66号（佐藤福祉部長）	10
(6) 議案第67号（佐藤福祉部長）	11
(7) 議案第68号（中原消防本部消防長）	11
(8) 議案第69号（中原消防本部消防長）	11
(9) 認定第1号（木下総務部長）	12
(10) 認定第2号（徳永福祉部次長）	12
(11) 認定第3号（徳永福祉部次長）	13
(12) 認定第4号（古江建設部長）	14
(13) 認定第5号（徳永福祉部次長）	14
(14) 認定第6号（池田水道局長）	15
(15) 認定第7号（石井経済部次長）	15
(16) 認定第8号（石井経済部次長）	16
(17) 認定第9号（石井経済部次長）	16
(18) 認定第10号（池田水道局長）	16

(19) 認定第11号 (永田市民医療センター事務部長)	17
(20) 認定第12号 (古江建設部長)	18
(21) 報告第5号 (木下総務部長)	19
(22) 報告第6号 (古江建設部長)	19
(23) 報告第7号 (瀬口教育部長)	20
(24) 報告第8号 (木下総務部長)	21
(25) 報告第9号 (石井経済部次長)	22
(26) 報告第10号 (石井経済部次長)	22
10. 日程第4 意見書案第1号	23
11. 提案理由の説明	23
(1) 意見書案第1号 (職員朗読)	23
12. 質 疑	25
13. 討 論	25
14. 採 決	25
15. 散 会	25

## 第2号 (9月2日)

1. 議事日程	29
2. 本日の会議に付した事件	30
3. 出席議員	30
4. 説明のため出席した者	31
5. 事務局職員出席者	31
6. 日程第1 質疑・一般質問	32
(1) 芹川 正美君一般質問	32
○中嶋市長答弁	33
(2) 北原 昭三君一般質問	34
○佐藤福祉部長答弁	35
(3) 北原 昭三君一般質問	37
○瀬口教育部長答弁	37
(4) 北原 昭三君一般質問	38
○佐藤福祉部長答弁	39
(5) 北原 昭三君一般質問	40
○佐藤福祉部長答弁	41
(6) 立山 大二郎君一般質問	41

○木下総務部長答弁	44
(7) 立山 大二朗君一般質問	45
○木下総務部長答弁	46
(8) 立山 大二朗君一般質問	47
(9) 勢田 昭一君一般質問	48
○早田経済部長答弁	48
(10) 勢田 昭一君一般質問	49
○早田経済部長答弁	49
(11) 勢田 昭一君一般質問	50
○永田市民医療センター事務部長答弁	50
(12) 勢田 昭一君一般質問	51
○早田経済部長答弁	52
(13) 勢田 昭一君一般質問	53
○若杉教育部首席教育審議員答弁	53
(14) 勢田 昭一君一般質問	54
(15) 芋生 よしや君一般質問	54
○中嶋市長答弁	56
(16) 芋生 よしや君一般質問	56
○永田市民医療センター事務部長答弁	57
(17) 芋生 よしや君一般質問	58
○永田市民医療センター事務部長答弁	58
(18) 芋生 よしや君一般質問	59
○佐藤福祉部長答弁	59
(19) 芋生 よしや君一般質問	61
○佐藤福祉部長答弁	62
(20) 芋生 よしや君一般質問	62
○若杉教育部首席教育審議員答弁	63
(21) 芋生 よしや君一般質問	63
○中嶋市長答弁	64
(22) 芋生 よしや君一般質問	65
○木下総務部長答弁	65
(23) 芋生 よしや君一般質問	66
(24) 有働 辰喜君質疑	66
○瀬口教育部長答弁	67

(25) 有働 辰喜君質疑	68
○瀬口教育部長答弁	68
(26) 有働 辰喜君質疑	69
○瀬口教育部長答弁	70
(27) 有働 辰喜君質疑	70
○瀬口教育部長答弁	71
(28) 有働 辰喜君一般質問	72
○木下総務部長答弁	73
(29) 有働 辰喜君一般質問	74
○木下総務部長答弁	75
(30) 有働 辰喜君一般質問	75
7. 日程第2 委員会付託	76
8. 散会	76

### 第3号（9月11日）

1. 議事日程	79
2. 本日の会議に付した事件	80
3. 出席議員	80
4. 説明のため出席した者	80
5. 事務局職員出席者	81
6. 日程第1 議案第62号～議案第69号	
認定第1号～認定第12号	82
7. 各常任委員長の報告	82
(1) 建設経済常任委員長報告	82
(2) 市民福祉常任委員長報告	83
(3) 総務文教常任委員長報告	84
8. 質疑	85
9. 討論	85
(1) 芋生 よしや君討論	85
(2) 有働 辰喜君討論	87
10. 採決	88
11. 日程第2 意見書案第2号・意見書案第3号	90
12. 提案理由の説明	90
(1) 意見書案第2号（職員朗読）	90

(2) 意見書案第3号(職員朗読) .....	92
13. 質 疑 .....	94
14. 討 論 .....	95
15. 採 決 .....	95
16. 閉 会 .....	95

8月27日(木曜日)

# 令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議 事 日 程（第1号）

令和2年8月27日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第4号））
- 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号））
- 議案第64号 山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第66号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 議案第69号 財産の取得について
- 認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 令和元年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和元年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第12号 令和元年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について



報告第5号 令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について

報告第9号 株式会社小栗郷の経営状況の報告について

報告第10号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

第4 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

#### 出席議員（19名）

1番	立山	大二朗	君
2番	小川	榮二	君
3番	芋生	よしや	君
4番	勢田	昭一	君
5番	有働	辰喜	君
6番	服部	香代	君
7番	富田	弘海	君
8番	永田	健	君
9番	富丸	洋一郎	君
11番	北原	昭三	君
12番	芹川	正美	君
13番	藤原	豊	君
14番	平井	邦廣	君
15番	吉本	政幸	君
16番	池田	誠一	君
17番	堀	茂幸	君
18番	永田	紘二	君
19番	横手	啓介	君
20番	寺崎	勇児	君

○

説明のため出席した者

市 長	中 嶋 憲 正 君
副 市 長	池 田 永 実 君
教 育 長	堀 田 浩 一 郎 君
総 務 部 長	木 下 実 君
市 民 部 長	梅 崎 康 二 君
福 祉 部 長	佐 藤 ア キ 君
経 済 部 長	早 田 順 二 君
建 設 部 長	古 江 光 拓 君
教 育 部 長	瀬 口 慎 哉 君
市民医療センター 事 務 部 長	永 田 臣 司 君
消防本部消防長	中 原 茂 昭 君
福 祉 部 次 長	徳 永 謙 吾 君
経 済 部 次 長	石 井 耕 一 郎 君
水 道 局 長	池 田 淳 志 君

○

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	渡 邊 義 明 君
局 長 補 佐 兼 議 事 係 長	中 村 武 志 君
議 会 総 務 係 長	長 瀬 勝 美 君
書 記	高 木 善 彦 君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（永田 健君）

ただいまから令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会を開会いたします。  
会議に先立ち、市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、ことしの夏は7月豪雨と命名された大雨、新型コロナウイルス感染症の猛威、連日の酷暑と3つの困難に見舞われております。

熊本県南部を中心に甚大な被害をもたらした7月豪雨につきましては、本市でも7月5日から7日の3日間で688.5ミリメートルの記録的な大雨となり、農林業施設、公共土木施設において多くの被害が発生しております。その数は1700カ所を超えております。

1日も早い復旧が待たれる中、現在、担当部署を中心に復旧作業を進めております。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、一時的に収束の方向に向かっているかには見えましたが、7月以降、全国的に第2波と見られる感染者の増加が続いております。

その感染拡大が続く中、7月26日には本市1例目の感染者が確認され、介護老人保健施設におきましてクラスターが発生するなど、市内全体での感染者数は、昨日現在で58名、うち3名の方が亡くなられております。

本市での感染確認から1カ月が経過しましたが、その間、山鹿保健所を初め、医療専門チームDMAT、クラスター対策班の指導・支援、そして市民医療センターを初め、医療従事者の皆さんの懸命な介護により、感染拡大防止が図られてきました。

その結果、8月10日以降、山鹿市では17日間、新規感染者が確認されていない状況にあります。しかしながら、感染収束が見通せない中にありましては、予断を許さない状況が続くものと思われまます。一人一人がこれまで身につけてきた感染防止対策を守り、そして実践することが重要であると考えます。

今後とも、市民の健康維持のため、全庁を挙げて感染防止対策、医療提供体制の

確保に努めてまいります。

これらのことから本定例会におきましては、豪雨災害からの復旧、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算案など、ご審議いただきます議案は、条例1件、予算5件、契約の締結1件、財産の取得1件、認定12件の計20件及び報告6件であります。

これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

---

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（永田 健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、横手 啓介君、永田 紘二君を指名いたします。

---

○

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（永田 健君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月11日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

○

### 日程第3 議案第62号～議案第69号

認定第1号～認定第12号

報告第5号～報告第10号

#### ○議長（永田 健君）

日程第3、議案第62号から報告第10号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

#### ○総務部長（木下 実君）

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨により被害を受けられた方に対する被災者支援及び農業用施設などの災害復旧に係る経費につきまして、地方自治法の規定により、令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第4号）を7月21日に専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は6億9215万2000円です。補正後の総額は371億6833万8000円であります。

予算の内容につきまして申し上げます。

13ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額500万円は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づき、今般の豪雨災害により亡くなられた方のご遺族に対する災害弔慰金でございます。

次の（目）災害救助費の補正額532万2000円は、災害救助法に基づき被害を受けておられます個人住宅に係る応急修理及び障害物の除去を行うものでございます。

次の（款）衛生費、（目）環境衛生総務費の補正額2200万円は、7月豪雨により被害を受けた水道施設、津留配水池における送配水管の復旧に係る経費につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、一般会計から補助を行うものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費から、16ページ、（目）現年発生普通財産施設災害復旧費につきましては、同じく豪雨により被害を受けております農業用施設、公共土木施設などに係る応急対策及び測量設計に要する経費でございます。総額6億5983万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

○水道局長（池田 淳志君）

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましても、同じく令和2年7月豪雨により被害を受けた水道施設の災害復旧に要する経費につきまして、地方自治法第179条の規定により、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）を専決第10号として、7月21日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入、（第1款）水道事業収益に2200万円を追加し、5億9365万円とするものです。

また、収益的支出の（第1款）水道事業費用に2200万円を追加し、5億7786万7000円とするものです。

次に、第3条、災害復旧のための一般会計からの補助金2200万円を新たに追加するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

梅崎市民部長。

[市民部長 梅崎 康二君 登壇]

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第64号 山鹿市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードによる個人番号の通知が廃止されたことに伴い、関係規定の削除を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は26億7892万2000円です。補正後の総額は398億4726万円であります。

4ページをお願いいたします。

第2表は、地方債補正です。急傾斜地崩壊対策事業に係る変更及び災害復旧事業を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして申し上げます。

16ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）予防費の補正額4300万円は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を抑制し、安定的な医療提供体制を確保するた

め、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成するものです。対象者は、現行制度上助成対象外となっております19歳から64歳までの市民の方です。

次の（款）農林水産業費の補正額7185万円は、県の林業・木材産業振興施設等整備事業の補助採択を受け、木材製品の供給体制の安定化及び効率化を目指すものでございます。林業従事者が取り組む機械設備導入に対し、支援を行うものでございます。

次に、（款）土木費、（目）道路橋梁新設改良費の補正額1660万円は、激甚災害の指定を要件としまして、県の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に取り組むものです。

続きまして、（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額429万円は、米野岳中学校区4小学校統合に係る公金支出差止等請求控訴事件に係る弁護士費用でござい  
ます。

18ページをお願いいたします。

（目）小学校費の教育振興費の補正額2300万1000円及び（目）中学校費の教育振興費の補正額1163万9000円は、国の第1次補正予算、公立学校情報機器整備費補助事業の補助採択を受け、児童生徒用1人1台のタブレット機器について、令和3年度に導入計画を予定しておりましたものを前倒しし、本年度導入を行うものです。

続きまして、19ページ、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費から、20ページ、（目）現年発生普通財産施設災害復旧費につきましては、豪雨災害復旧に要するものです。復旧総額は、23億690万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第66号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万4000円を追加し、71億4015万6000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

下段の歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額72万4000円は、令和元年度の国保保健事業費等の確定に伴います国県支出金の精算返納金でござい  
ます。財源

は、繰越金です。

続きまして、議案第67号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1609万9000円を追加し、総額を69億8656万4000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

下段の歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額1億1609万9000円は、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴います国県支出金の精算返納金でございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（永田 健君）

中原消防本部消防長。

[消防本部消防長 中原 茂昭君 登壇]

#### ○消防本部消防長（中原 茂昭君）

議案第68号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、鹿北分署庁舎建設工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

契約の目的は、鹿北分署庁舎建設工事です。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は2億5905万円です。

契約の相手方は、中村・稲葉建設工事共同企業体、代表者、山鹿市鹿北町四丁1582番地2、有限会社中村工務店、代表取締役、中村 幸宏氏です。

次のページをご覧ください。

工事の場所は、山鹿市鹿北町四丁地内です。

工事の概要は、庁舎の構造が鉄骨造2階建て、建築面積は357.19平方メートル、延べ床面積は482.11平方メートルです。

工期は、本契約の成立日の翌日から令和3年9月30日までとなります。

続きまして、議案第69号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、災害対応特殊救急自動車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

取得する財産は、災害対応特殊救急自動車1台です。



現在、鹿北分署に配備している災害対応特殊救急自動車が配備から11年経過しており、更新基準に基づき取得するものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、取得金額は3487万円です。

契約の相手方は、山鹿市熊入町272番地3、株式会社ニッケカスタム熊本山鹿営業所、所長、福本 末春氏です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

予算現額313億7184万7520円、調定額319億1123万7189円に対しまして、収入済額は313億3209万3979円です。不納欠損額は1199万3842円、収入未済額は5億6714万9368円でございます。

続きまして、3ページです。

歳出合計欄、予算現額313億7184万7520円に対しまして、支出済額は289億1683万7053円、翌年度繰越額が3億1777万3500円、不用額が21億3723万6967円です。

68ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額24億1525万7000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は5546万2000円であり、結果、実質収支額は23億5979万5000円です。この実質収支額のうち、9億円を地方自治法の規定に基づき、基金に編入いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

徳永福祉部次長。

[福祉部次長 徳永 謙吾君 登壇]

○福祉部次長（徳永 謙吾君）

認定第2号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。

予算現額73億1006万円、調定額74億3329万1313円に対しまして、収入済額72億758万9877円、不納欠損額は1077万3058円、収入未済額2億1492万8378円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。

予算現額73億1006万円に対しまして、支出済額70億590万8103円、不用額3億415万1897円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は2億168万1774円です。

次に、18ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2億168万2000円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づき、5000万円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入しております。

続きまして、認定第3号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。

予算現額7億8245万1000円、調定額7億6674万1912円に対しまして、収入済額7億6395万2312円、不納欠損額6万2800円、収入未済額272万6800円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。

予算現額7億8245万1000円に対しまして、支出済額7億4644万3597円、不用額3600万7403円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1750万8715円です。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1750万9000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

認定第4号 令和元年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入総計表の歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額8億4065万1000円、調定額8億3009万8113円に対しまして、収入済額は8億974万7008円で、不納欠損額は27万5320円、収入未済額は2007万5785円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出総計表の歳出合計欄によりご説明申し上げます。

予算現額8億4065万1000円に対しまして、支出済額は8億974万7008円でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

徳永福祉部次長。

[福祉部次長 徳永 謙吾君 登壇]

○福祉部次長（徳永 謙吾君）

認定第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入合計の欄によりご説明いたします。

予算現額68億1524万9000円、調定額67億9374万5252円に対しまして、収入済額67億7015万1997円、不納欠損額407万8956円、収入未済額1951万4299円でございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

歳出合計の欄によりご説明いたします。

予算現額68億1524万9000円に対しまして、支出済額64億6562万3410円、翌年度繰越額744万円、不用額3億4218万5590円でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は3億452万8587円です。

次に、19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。

歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3億452万9000円でございます。このう

ち、地方自治法第233条の2の規定に基づき、7500万円を介護給付費準備基金へ編入しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

○水道局長（池田 淳志君）

認定第6号 令和元年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入合計欄で説明いたします。

予算現額2億3988万8000円、調定額2億2168万2987円に対しまして、収入済額は2億1740万2608円、収入未済額は428万379円であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額2億3988万8000円に対しまして、支出済額2億1740万2608円、不用額2248万5392円であります。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

石井経済部次長。

[経済部次長 石井 耕一郎君 登壇]

○経済部次長（石井 耕一郎君）

認定第7号から第9号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、認定第7号 令和元年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入について、合計欄で説明いたします。

予算現額61万8000円、調定額58万9786円に対しまして、収入済額は58万9786円あります。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

予算現額61万8000円に対しまして、支出済額15万858円あります。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は43万8928円であります。

次に、認定第8号 令和元年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額756万円、調定額759万4313円に対しまして、収入済額は759万4313円あります。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

予算現額756万円に対しまして、支出済額は447万3751円あります。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は312万562円あります。

次に、認定第9号 令和元年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄で説明いたします。

予算現額45万8000円、調定額43万8060円に対しまして、収入済額は43万8060円あります。

2 ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

予算現額45万8000円に対しまして、支出済額は3万1690円あります。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は40万6370円あります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田水道局長。

[水道局長 池田 淳志君 登壇]

○水道局長（池田 淳志君）

認定第10号 令和元年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

（第1款）水道事業収益は、予算額4億5011万円に対しまして、決算額は4億

4034万3894円であります。

次に、支出であります。

(第1款) 水道事業費用は、予算額4億3942万5000円に対しまして、決算額は4億1026万1100円となっております。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

(第1款) 資本的収入は、予算額1億3231万6000円に対しまして、決算額は1億3567万9400円であります。

次に、支出であります。

(第1款) 資本的支出は、予算額3億3807万6000円に対しまして、決算額は3億2960万6646円となっております。

5ページをお願いいたします。

令和元年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金2934万210円のうち、資本金として1920万2689円を組み入れ、減債積立金に500万円、建設改良積立金に513万7521円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長(永田 健君)

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

#### ○市民医療センター事務部長(永田 臣司君)

認定第11号 令和元年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

(第1款) 病院事業収益は、予算額合計37億5898万円に対しまして、決算額は35億9385万1579円であります。

次に、支出でございます。

(第1款) 病院事業費用は、予算額合計37億4122万5000円に対しまして、決算額36億3042万8347円であります。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

(第1款) 資本的収入は、予算額合計8500万円に対しまして、決算額は8325万円

であります。

次に、支出でございます。

(第1款) 資本的支出は、予算額合計5億5924万2000円に対しまして、決算額は5億5451万7757円であります。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、病院事業の本業の収支を示す医業収支でございますが、1の医業収益31億1753万8784円、2の医業費用が34億6356万2503円となり、差し引き3億4602万3719円の医業損失の計上となったところでございます。

次に、経常収支でございますが、医業損失に3の医業外収益を加え、4の医業外費用を差し引き、5684万8180円の経常損失となりました。

最終的な令和元年度の総収支につきましては、経常損失に5の特別利益を加え、6の特別損失を差し引いた4335万4360円の当年度純損失での決算となったところでございます。

したがって、当年度未処理欠損金につきましては、当年度純損失に前年度繰越欠損金の10億4996万125円を合わせ10億9331万4485円となり、同額を翌年度繰越欠損金としたところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長(永田 健君)

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長(古江 光拓君)

認定第12号 令和元年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

(第1款) 下水道事業収益、予算額13億270万円に対しまして、決算額は13億3176万3237円でございます。

次に、支出についてご説明いたします

(第1款) 下水道事業費用、予算額12億6760万6000円に対しまして、決算額は11億6851万1872円でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

(第1款) 資本的収入、予算額4億2722万2000円に対しまして、決算額は3億

5064万5374円でございます。

次に、支出についてご説明いたします。

資本的支出、予算額7億5595万8800円に対しまして、決算額は7億3956万3503円でございます。

5ページをお願いいたします。

令和元年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、これまでに利益剰余金として得ました額のうち、減債積立金として1億4236万8855円を積み立て、資本金として7225万9301円を組み入れるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

報告第5号 令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして、ご報告申し上げます。

1、健全化判断比率の1つ目、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支は黒字決算となっております。

2つ目、連結実質赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した収支合計が黒字決算でございます。

3つ目、実質公債費比率につきましては9.5%でございます。

次の将来負担比率につきましては、地方債の償還額（将来負担額）よりも普通交付税に後年度算入されます地方債の算入額や財政調整基金等が上回っておりますので、指数表示はございません。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、公営事業会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田 健君）

古江建設部長。

[建設部長 古江 光拓君 登壇]

○建設部長（古江 光拓君）

報告第6号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定に



よりご報告を申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

事故の発生日時は、令和 2 年 5 月 5 日、午後 7 時 30 分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、相手方車両が山鹿市方保田地内の市道中御宇田線を鹿本町御宇田方面に走行中、当該市道の陥没箇所にて左前輪が落ち、当該車両が損傷したものでございます。

損害賠償の額は12万9437円です。

和解事項としまして、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債務債権がないことを確認するものです。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

報告第 7 号 専決処分のご報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定によりご報告するものです。

2 ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和 2 年 4 月 23 日、正午ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市中央通の山鹿警察署前交差点において、国道 3 号から市道市役所中央線に左折進入しようとした公用車が、国道 3 号を熊本市方面に直進していた相手方が運転するバイクに接触し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は12万6244円です。

和解事項として、山鹿市と相手方それぞれの賠償金を相殺し、山鹿市が相手方に対し11万 5 円を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

報告第8号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきまして、地方自治法の規定によりご報告申し上げます。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告です。

2、事業の内容、(1)自主事業及び公益目的事業としまして、地域資源を生かした文化・福祉・観光・スポーツなどに関する地域振興事業を実施いたしております。

7ページをお願いいたします。

(2)受託事業としましては、八千代座ほか4つの公共施設につきまして、指定管理者としての業務を受託しております。

次のページ、8ページから9ページには、各受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載しております。

入場者数は、カルチャースポーツセンターにおきまして、女子世界ハンドボール選手権大会に伴う利用制限等により減少いたしておりますが、その他の施設については、おおむね前年度程度の入場者数を確保いたしております。

また、使用料につきましては、消費税改定に伴います料金改定により増収となっております。

10ページをお願いいたします。

収支計算書によりご説明いたします

経常収益の合計は2億9316万2349円です。

次に、11ページの支出、経常費用の合計は2億1997万3463円です。

12ページをお願いいたします。

結果、収入合計から支出合計を差し引きました当期一般正味財産増減額731万8886円が翌年度への繰越金となります。なお、この繰越金には基本財産3000万円を含んでおります。

13ページ以降に、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を、また17ページ以降には、令和2年度の事業計画及び収支予算書を掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(永田 健君)

石井経済部次長。

[経済部次長 石井 耕一郎君 登壇]

○経済部次長(石井 耕一郎君)

報告第9号及び第10号、法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3

第2項の規定によりご報告申し上げます。

まず、報告第9号、株式会社小栗郷でございます。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

令和元年度は、近隣に類似施設がふえたことや台風、豪雨による農産物出荷の減少、10月からの消費増税、さらには新型コロナウイルス感染拡大による影響の中、施設等の管理関係などの経費節減に努めてまいりましたが、結果として年間の来客者数は前年比12.3%減の32万1357人、売上高につきましては11.9%減の3億9172万2000円、当期純利益金は797万6302円の損失となっております。

5ページから8ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、9ページから10ページにかけましては、令和2年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、報告第10号、株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設などの複合施設とその周辺、上内田川河川公園の管理運営に当たっております。

令和元年度は、台風や豪雨による農産物出荷の減少や消費増税、新型コロナウイルス感染拡大に伴う来場者の減少など、業績が厳しい中、入館料の見直しや施設の管理に係る経費削減に取り組みましたが、年間を通しての来客者数は前年比9.1%減の45万5545人、レストランを含む売上高が前年比7.1%減の3億8455万9000円、当期純利益金は362万9603円の損失となっております。

5ページから7ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、8ページから9ページにかけましては、令和2年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

ご報告申し上げました2つの法人につきましては、昨年度末から本年度にかけまして新型コロナウイルス感染症に対応した運営となり、引き続き厳しい状況ではありますが、今後も経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田 健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

○

#### 日程第4 意見書案第1号

○議長（永田 健君）

日程第4 意見書案第1号を議題といたします。

意見書案第1号について、職員に朗読させます。

[職員朗読]

意見書案第1号  
令和2年8月27日提出

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員 北原 昭三

賛成者

山鹿市議会議員 服部 香代

山鹿市議会議員 寺崎 勇児

山鹿市議会議員 堀 茂幸

山鹿市議会議員 吉本 政幸

山鹿市議会議員 富田 弘海

山鹿市議会議長 永田 健 様

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は、巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月27日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
経済再生担当大臣	西村康稔様
まち・ひと・しごと創生担当大臣	北村誠吾様

#### ○議長（永田 健君）

意見書案第1号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、

北原 昭三君、ありませんか。

○11番（北原 昭三君）

ありません。

○議長（永田 健君）

これより、意見書案第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

————— ○ —————

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時05分 散会

~~~~~

9月2日(水曜日)

# 令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和2年9月2日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

### 発言通告

1. 芹川 正美

一般質問

（1）新型コロナ、災害対策など喫緊の市政課題に対する市長の思いについて

2. 北原 昭三

一般質問

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

①新しい生活様式に向けた諸施策の具体化

②第2波に備えた対策

3. 立山 大二朗

一般質問

（1）災害時における避難について

①避難勧告・避難指示の発令

②避難所への誘導と対応

4. 勢田 昭一

一般質問

（1）7月の集中豪雨を受けての対策・対応について

①本市における農業用ため池数と今回の被害状況

②農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

（農林水産省農村振興局より令和元年7月施行）

③農業用ため池の改修工事の要件（防災・老朽）

（2）新型コロナウイルス感染症を受けての対策・対応について

①山鹿市民医療センターの取り組みと課題

②茶・ワイン用葡萄への影響・支援

③教育現場における学校行事・授業時間数の確保

5. 芋生 よしや



一般質問

(1) 災害対策について

- ①新型コロナウイルス対策
- ②豪雨・コロナ禍における避難所
- ③庁舎の身障者駐車場整備・相談窓口

6. 有働 辰喜

質 疑

(1) 議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算(第5号)

- ① P 17 (目) 教育委員会費 学校再編整備事業
- ② P 18 (目) 教育振興費 教材費

一般質問

(1) 避難所について

- ① 自主避難所開設基準と周知方法・自主避難所・避難所・避難場所の違い
- ② 山鹿市総合体育館の自主避難所利用検討

————— ○ —————

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

————— ○ —————

出席議員(19名)

|      |   |   |     |   |
|------|---|---|-----|---|
| 1 番  | 立 | 山 | 大二朗 | 君 |
| 2 番  | 小 | 川 | 榮 二 | 君 |
| 3 番  | 芋 | 生 | よしや | 君 |
| 4 番  | 勢 | 田 | 昭 一 | 君 |
| 5 番  | 有 | 働 | 辰 喜 | 君 |
| 6 番  | 服 | 部 | 香 代 | 君 |
| 7 番  | 富 | 田 | 弘 海 | 君 |
| 8 番  | 永 | 田 | 健   | 君 |
| 9 番  | 富 | 丸 | 洋一郎 | 君 |
| 11 番 | 北 | 原 | 昭 三 | 君 |
| 12 番 | 芹 | 川 | 正 美 | 君 |
| 13 番 | 藤 | 原 | 豊   | 君 |
| 14 番 | 平 | 井 | 邦 廣 | 君 |
| 15 番 | 吉 | 本 | 政 幸 | 君 |
| 16 番 | 池 | 田 | 誠 一 | 君 |

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 17番 | 堀 | 茂 | 幸 | 君 |
| 18番 | 永 | 田 | 紘 | 二 |
| 19番 | 横 | 手 | 啓 | 介 |
| 20番 | 寺 | 崎 | 勇 | 児 |

○

説明のため出席した者

|                  |    |   |    |   |
|------------------|----|---|----|---|
| 市長               | 中嶋 | 憲 | 正  | 君 |
| 副市長              | 池田 | 永 | 実  | 君 |
| 教育長              | 堀田 | 浩 | 一郎 | 君 |
| 総務部長             | 木下 |   | 実  | 君 |
| 市民部長             | 梅崎 | 康 | 二  | 君 |
| 福祉部長             | 佐藤 | ア | キ  | 君 |
| 経済部長             | 早田 | 順 | 二  | 君 |
| 建設部長             | 古江 | 光 | 拓  | 君 |
| 教育部長             | 瀬口 | 慎 | 哉  | 君 |
| 市民医療センター<br>事務部長 | 永田 | 臣 | 司  | 君 |
| 消防本部消防長          | 中原 | 茂 | 昭  | 君 |
| 教育部首席教育審議員       | 若杉 | 幸 | 生  | 君 |

○

事務局職員出席者

|           |    |   |   |   |
|-----------|----|---|---|---|
| 議会事務局長    | 渡邊 | 義 | 明 | 君 |
| 局長補佐兼議事係長 | 中村 | 武 | 志 | 君 |
| 書記        | 高木 | 善 | 彦 | 君 |

○

午前10時00分 開議

○

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。芹川 正美君。

[12番 芹川 正美君 登壇]

○12番（芹川 正美君）

皆さん、おはようございます。

12番議員の芹川 正美です。

発言通告に従いまして、一問一答で行います。

任期満了に伴う次期市長選挙に対する思いを中嶋市長にお伺いをしたいと思っております。

では、質問に入ります。

平成17年1月15日、新生山鹿市が誕生しました。2月20日に市長になられ、今日まで市政を担ってこられました。4期分の施政方針・政策など、少し述べさせていただきます。

1期目、1つ目、合併後の融和を図るということで人づくりについて、2つ目、経済の活性化を進める、3つ目、時代に対応する的確な改革、3つの位置づけをされました。三位一体の言葉が発せられる時期だったと思います。

2期目に、さまざまな問題・課題が山積する中、市立病院の改築、プラザビルの改修、さくら湯の大改築、小学校の統廃合計画、総合支所の改修計画などを計画実施される時期でございました。

3期目に入られまして、本市にも人口減少・少子化の波、過疎化が問題になるようになり、3本の柱、人をつくる、経済をつくる、人口減少に歯どめをかけるを柱として、その他の項目に山鹿灯籠ジャパンプランド構想、新養蚕産業構想、菊鹿ワイナリー構想、菊池川流域等日本遺産登録など、山鹿版総合戦略が行われたようでございます。

4期目については、地方創生、山鹿市総合戦略をなし遂げ、完結することを目標とし、人をつくる、経済をつくる、住み続けたいまちをつくる、この3本の柱を重点施策とされました。また、女子ハンドボール世界大会、ラクビーワールドカップ

の開催も行われ、新しい焼却施設の整備、学校適正化事業の推進、山鹿のすぐれた資源、和紙づくり等文化への発信、シルクと歴史、未来への継承、あいさつ運動の続きとして、人が輝く山鹿づくりに邁進され、近隣自治体との連携強化などの政策も挙げられております。

令和元年、経済部内に地方創生の活動がしやすいようにと、ふるさと未来総室もつくられました。また、食・農・観のステップアップ・チャレンジエイトの施策にも取り組まれているようでございます。

令和2年、スリープラスワン戦略、本市第2次総合計画の中にある人輝き飛躍する都市やまがづくりに努力されておられます。

以上、今までやってこられた主な政策等を述べさせていただきました。

バブル崩壊後、地方自治への移行が促され、やりにくくなった一大事業もなし遂げてこられました。不透明な経済状況の中に、基本理念・信念を忘れずやってこられたことに深く敬意を表するところでございます。

自立した行政運営が求められている今日、新型コロナウイルス対策や7月の豪雨災害対策など、この難局を乗り越えなければなりません。蒲島知事も頑張っておられます。中嶋市長の熱意が必要と感じますが、次期の市長選についての思いをお伺いいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの芹川議員のお尋ねにお答えいたします。

私の今後の政治的進退についてお答えをいたします。

単刀直入に申し上げまして、今期限りで政治の世界から身を引くことを決意いたしました。したがって、次期の市長選には出馬いたしません。

思い起こしますと、平成17年1月に1市4町がそれぞれの夢や希望を持って合併し、新しい山鹿市が誕生いたしました。それから16年、市政運営の先頭に立ち、多くの課題や困難に正面から向き合い、取り組んでまいりました。この間、議員各位、市民の皆様、そして身近で支えてくれた職員の皆様への感謝の気持ちが全てでございます。

今回、この思いに至った経過を少しだけ申し上げますと、私が大好きな歌は、皆様ご存じのように「若者たち」でございます。また、サミュエル・ウルマンの「青春」という詩が大好きでございます。そして、私が4期目の選挙に当たって掲げた

フレーズ・言葉は「ふるさとの地よ青年であれ！」でありました。

私は、愛するふるさと山鹿市が青年のごとく、常に若々しく元気であれ、多くの困難にもめげず、希望を持って前進、そしてたくましく挑戦する山鹿市であってほしいと願いながら市政運営に取り組んでまいりました。

そう考えますとき、時代が日々変化する今日にあって、今こそ若い力、若いリーダーが必要であると強く感じたものであります。そのために、みずからが身を引き、若い人に託すことで、必ずやその期待に応えてくれるものと確信をいたしております。

ただいま表明をいたしました、任期は令和3年2月19日までであります。最後の1日まで全身全霊をかけて職務に当たってまいります。どうか最後まで皆様のご指導・ご支援を賜りますことを心からお願い申し上げます、私の思いといたします。

○議長（永田 健君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

○

午前10時25分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原 昭三君の発言を許します。北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

皆様、おはようございます。

議席番号11番、公明党の北原 昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて1件の質問をさせていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。今なお、闘病されています方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策について、1点目、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についてお聞きをいたします。

国も新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装とその環境整備を進めていくとしており、特にデジタル・ガバメントは、今後1年間で改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。また、内閣府が示した地域

未来構想20の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介をされております。オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見通しについて、4点について質問をいたします。

まず1点目、文化・芸術、図書館、公共の施設など、人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保すると考えます。また、文化・芸術、スポーツの活動継続に向けた支援についても、積極的に推進すべきです。現在の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

2点目、これまで地域のコミュニティーを中心に、高齢者、子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対応するため、オンラインツールの活用も重要でございます。特に介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきと思います。こうした課題にどう取り組まれるのか、見解をお伺いいたします。

3点目、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって、地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進すると考えます。そこで、医療や住まい、交通などがアクセスしやすいサービス、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や自動車などを多くの人と共有して利用できる仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるまちづくりを実現すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目、新たな日常の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みが必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進があります。本市においても、生活上のリスクを下げるための取り組みを推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員のご質問、新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について、お答えをいたします。

ご質問の中にありました、地域未来構想20につきましては、本年6月に内閣府の

地方創生推進室が新型コロナウイルス感染症対策の新たな日常に対応するため、地域の社会構造そのものを将来の感染症リスクに対して強靱なものへ変革することを推進する観点から、20の政策分野に対応する取り組みを示したものでございます。本構想の観点から、それぞれのご質問にお答えをいたします。

ご質問の1点目、公共施設等での3密対策と文化・芸術、スポーツの活動支援についてお答えいたします。

本構想の中では、3密対策を実施した、より快適な空間の創造として、学校、図書館等の公的空間における3密対策の投資を推進し、空間デザインから見直すことにより、より快適で付加価値のある高い空間を創出し、施設の利用者数に頼らない施設運営モデルを実現するとされております。

現在の本市におきましては、市立図書館において貸し出しの予約をホームページのウェブ上で行っており、またインターネットを使用できない方には電話での予約も受けつけるなど、人が集まる時間帯を分散する工夫をしております。

また、地域の文化芸術、スポーツ、コンテンツビジネス等の創造発信につきましては、本年度、残念ながら中止になりましたが、山鹿灯籠踊りにつきまして、その映像を制作し、ユーチューブで発信をしているところでございます。今後も感染防止の観点からも、さまざまな取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、介護・福祉分野におけるロボット技術やICTの導入を用いたケアモデルの支援について、お答えいたします。

介護・福祉分野におきましても、全国でロボット技術やICT等の活用に向けたさまざまなモデル事業が実施され、本市におきましても一部の事業所ではロボットが導入され、従事者の負担軽減につながっているとお聞きをしております。ICTが得意な分野を効率化することで、本当に人が担うべき業務に時間をかけることが、利用者へのサービス向上、介護福祉人材の確保にもつながると思われまますので、先進事例等を参考にしながら、本市における活用のあり方について、今後も検討を進めてまいります。

次に、ご質問の3点目、ITの浸透に伴うデジタルトランスフォーメーションによる、誰もが住み続けられるまちづくりについての考えをお答えいたします。

ITの活用やデジタル化の推進による施策は、新型コロナウイルス感染症対策の面におきましても非常に有効であり、感染症対策が長期化する現状におきましては、将来に向けた施策の全てにおいて、新しい生活様式の考え方を取り入れていくべきだと考えております。特に少子高齢化や人口減少が進む本市におきましては、過密でない地方という利点を生かした施策により、関係人口の増加につなげていくことなども考えられると思えます。

次に、ご質問の4点目、感染拡大防止につながる自動化の推進について、お答えいたします。

本市におきましては、現在、市役所本庁舎、学校等でトイレの手洗いの自動化を行っているところでございます。今後も公共施設の新設・改修を行う際には、この感染防止につながる自動化の視点から、検討を進める必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

4点について答弁をいただきました。

それでは、再質問をいたします。

4点目の質問に対し、感染防止につながる自動化の視点から検討を進める必要があると考えておりますとの答弁でございました。感染拡大防止につながる自動化の推進。先般、石川県で小中学校の水道に自動式など、設置の情報がございました。感染予防のため、子供たちが安心して水道の水を使うことが大事だと思います。小中学校の水道を自動式へ早急な取りかえの取り組みが必要かと思っておりますけれども、これに對しましての見解をお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

北原議員の一般質問、小中学校水道の自動化の取り組みについて、お答えいたします。

現在、市内の小中学校におきましては、文部科学省が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどをもとに、児童生徒への感染防止のための指導徹底に努めているところでございます。

また、小中学校のトイレにおきましては、学校再編整備や洋式化に合わせ、新型コロナウイルスに限らず、細菌感染症の対策として、トイレの手洗いの自動水洗化を行っているところでございます。

接触感染を避ける方法の1つとして、学校内での手洗いの徹底を行っているところではありますが、子供たちが水道の蛇口を手で触れる機会をできるだけ防ぐため、他の地域の学校では、蛇口をレバー式に変更したり、議員ご指摘の通り、蛇口を手で触れずに水が出る自動水栓への変更を行っている事例もございます。



教育委員会としては、このような先進的な事例など、今後新たな情報や知見が得られた場合は、内容を精査し、最も効果的な対応を検討してまいりたいと思います。

また、全国の子供の感染事例を見ますと、その多くは家庭内での感染と言われていています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭でのご協力が不可欠であります。今後とも学校と保護者の連携をもとに、ご理解とご協力を得ながら、万全な感染対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

それでは、2件目、新型コロナウイルスの第2波に備えた対策について、お聞きをいたします。

私たちは、感染者の拡大を抑えるために懸命に努力をしておりますけれども、ウイルスの治療薬やワクチンの開発、実用化までには、なお一定の時間を要することから、克服に向けた闘いは長期に及ぶことが予想されております。

こうした中で、今後は感染防止と社会経済活動を両立しながら、第2波、第3波に備えた対策の強化が求められております。例えば、医療提供体制の確保や検査体制の整備、医療機関や介護関係者等への着実な支援の充実を進めなければなりません。

こうした観点から、4点について具体的に質問をさせていただきます。

まず1点目、次の波に備えて国が示した基本的な考え方にに基づき、医療提供体制の確保を着実に進めることが喫緊の課題となっています。特に感染患者を受け入れる重点医療機関の設定を含め、各病院の入院調整や受け入れをスムーズに行うための体制の構築とともに、地域の実情に応じ必要な空床や宿泊療養施設の確保に取り組まなければなりません。また、不足する医療人材の適切な確保が求められております。どう取り組まれるのか見解をお伺いいたします。

2点目、PCR検査の充実についてお伺いをいたします。

医師が必要と判断した人に対して、速やかにPCR検査や質の高い抗原検査を実施することができるよう、保健所、地方衛生研究所等の体制強化が必要です。また、検体採取のために必要な个人防护服の安定的な供給を図るなど、検査体制の整備・充実が求められています。さらに、秋以降のインフルエンザの流行も見据えた検査及び医療提供体制の整備を行う必要があります。見解をお伺いいたします。

3点目、感染症への感染拡大防止を強化するため、オンラインによる医療支援などの強化についてをお聞きいたします。

医療提供体制が脆弱な地域に限らず、少子高齢化社会に対応するためにも、血圧や脈拍などの基本的な体調の確認に加えて、オンライン診療や遠隔医療の推進、オンラインツールを活用した遠隔健康相談等の普及・促進が求められています。また、介護分野や保育等におきましても、見守りの強化などへの取り組みとしてオンライン活用を検討すべきです。今後の取り組みについて、見解をお伺いいたします。

4点目、保健所機能の強化について伺います。

新型コロナウイルスへの対応で保健所機能が逼迫しており、人員不足も深刻です。保健所は地域住民の健康を支える中核施設です。新型コロナへの対応以外にも疾病の予防や衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っていただいております。こうした通常業務に支障が出ていないのか、保健所の体制強化についての見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員のご質問、第2波に備えた対策についてお答えをいたします。

1点目、医療体制の確保について、現状からお答えをいたします。

県内の新型コロナウイルス感染症入院患者等の状況につきましては、8月30日現在で、入院70人、確保病床数400床、病床稼働率17.5%、宿泊療養者9人の状況でございます。

感染患者を受け入れる重点医療機関の設定や陽性判明者の入院調整につきましては、熊本県が行っており、熊本県医師会や公的医療機関等と調整を行いながら必要な病床の確保を図られている状況でございます。

山鹿市としましては、今後、本市内において、さらに病床や施設、医療人材が必要とされる場合には、熊本県山鹿保健所、鹿本医師会、山鹿市民医療センターと十分に連携をとりながら、その確保に向けた協力・対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、PCR検査の拡充についてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が、必要に応じて速やかにPCR検査を受けられることが最も重要でございます。そのための検査体制としては、これまでところは保健所のご努力もあり、適切に実施をされてきているものと考えております。ただ、今後の感染拡大を見据えた検査体制の拡充は必要であ

ると考えており、山鹿保健所との協議を行っているところでございます。

熊本県は、県内の検査能力について、現在1日当たり322件の検査を行うところ、10月ごろまでには1日当たり約1400件の検査ができる体制にふやす方針としており、県内各地域で医療機関等での検査体制が拡充される見込みとなっております。

次に、ご質問の3点目、オンラインによる医療支援等の強化について、お答えします。

現在、新型コロナウイルス感染の懸念から、医療機関の受診を手控える方がいらっしゃる中で、本市におきましては、現時点ではオンライン診療は行われておりませんが、電話による問診や診療が行われており、将来的にはオンライン診療の必要性が高まるものと考えております。現時点での課題として、誰もが利用可能なオンラインシステムの構築のほか、本人確認や重大な個人情報であります患者の医療情報の保護等の課題が考えられるところでございます。介護分野や保育の分野等も含めて、それらの課題を解決しながら、可能なところから進めていくべきだと考えております。

次に、ご質問の4点目、保健所機能の強化についてお答えいたします。

今回の山鹿市での新型コロナウイルス感染者の発生やクラスター拡大の時期には、山鹿保健所におかれては、昼夜を問わない電話対応や濃厚接触者の確認などに追われ、過大な業務量が生じておられました。県においては山鹿保健所に対し、本庁からの応援職員を派遣し、体制強化を図られておりました。

山鹿市におきましては、従前より鹿本地域振興局との県と市の一体的取り組みの活動により、保健福祉分野における山鹿保健所と緊密な連携を進めてきたところでありますので、今回の新型コロナ対策におきましても、定期的に連絡会議を開催し、情報を共有し、さらに保健所の業務の軽減につながるよう市民向けの相談窓口の設置や濃厚接触者のPCR検査の検体採取の補助業務等を行ってきたところでございます。今後もなお一層の協力体制のもと、ともに保健行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

それでは、答弁について1点、再質問をさせていただきます。

1点目の質問で、介護士など不足する医療人材の確保について、医療人材が必要とされる場合には、関係機関と十分に連携を取りながら、確保に向け対応を行うと

ありますけども、現状といたしまして、医療人材不足の状況にはなっておりませんでしょうか。そのことをお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員のご質問、医療人材の現状についてお答えをいたします。

現在、市内の医療機関及び介護施設等におきましては、それぞれ所定の人員配置基準を満たす職員数は確保されております。しかしながら、例えば複数の職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、長期に職場を離れる事態になりますと、現場は厳しい状況に陥ることが予想されます。残った職員で夜勤等も回す中で、心身の負担が増大し、さらに疲弊していくという悪循環に陥ることが懸念をされております。

市民医療センターにおきましても、毎年職員募集を行い、人材の確保に努めておられますが、余裕を持った人員配置は現状では難しい状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

○

午前11時04分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山 大二朗君の発言を許します。立山君。

[1番 立山 大二朗君 登壇]

○1番（立山 大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号1番の立山 大二朗です。

発言通告により一般質問をします。

本市としましては、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の被害に見舞われている中での議会となりました。それぞれの対策に取り組まれている中嶋市長を初め、市役所職員の皆様に心から敬意を表しつつ、このような状況を鑑み、簡潔に行いたく存じます。それぞれ一問一答にてお願いします。

1点目、災害時における避難勧告、避難指示について質問します。

令和2年7月豪雨では、本市も激しく被災し、小原では残念なことに2名の方が犠牲となりました。改めて深く哀悼の意を表します。また、菊鹿町や鹿北町、鹿央町などでは、多数の土砂災害が発生し、8月時点で判明しているものだけでも被害は約1100カ所、被害総額も概算で約30億円に及ぶとのことでした。

一方で、土砂崩れによる人的被害はなく、堤防決壊なども発生しなかったのは、これまでに本市が国県と連携した河川整備や各種対策に力強く取り組んできた成果と存じます。また、中嶋市長を初め、市職員の皆様、また区長の皆様、水防団の皆様、民間団体の方々などが、それぞれに今回の豪雨災害におきましても不眠不休のご対応をされ、被害を食い止められたことに、改めて心からの敬意を表します。

さて、私は昨年12月定例会でも、防災体制の強化について、避難所の利用状況、昨年7月22日の豪雨等ですね。あとは、山鹿市防災マップの利活用、洪水ハザードマップ等について一般質問を行い、その後、市におかれましては、やまがメイトでの防災マップ改良などにご尽力いただきました。このことは本年の7月豪雨の際に資するところもあったかと存じますし、実際に市民の皆様からも、やまがメイトや市ホームページで防災情報が提供されていることで大いに助かったとのご意見を多数いただいております。

ところで、中央防災会議、こちらは内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣を初めとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者から成る会議のことですが、その防災対策実行会議、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループによる平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についての報告を受けて、内閣府の防災担当は平成31年3月、避難勧告等に関するガイドラインの改定、警戒レベルの運用等についてを発表し、避難勧告等に関するガイドラインの改正などを行っております。そこでは、住民がみずからの命はみずから守ると、そういう意識を持ってみずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向け、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによるわかりやすい防災情報の提供について追記し、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育、避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実が図られました。そして、避難情報などを5段階の危険度で示す警戒レベルが昨年5月に導入され、避難勧告と避難指示は上から2番目のレベル4に位置づけられております。これらの警戒レベルを用いて、市民の皆様には出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達することが目的でした。

なお、現在の内閣府の指針では、避難勧告は避難に必要な時間などを考慮して前もって発令される情報、また避難指示は、災害発生時の切迫度が高まって、住民に重

ねて避難を促す場合などに自治体が出すものとされています。

しかしながら、昭和36年に制定された災害対策基本法に基づくこれら避難勧告と避難指示の違いがわかりにくいといった意見が多数あり、政府としては避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する方針を固めております。

さて、先述の本年7月豪雨では、7月6日に岩野川流域避難勧告発令がなされております。対象地区は、石5区、石6区、中津留、小鳥町、寺島、その避難勧告の文では岩野川が氾濫するおそれがあります。速やかに八幡地区公民館に避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してくださいとありました。

ここで、私が特に取り上げたいのは、この避難勧告が発令された時間についてです。発令されたのは7月6日の午後6時15分だったかと存じます。その後、同日午後8時43分、土砂災害警戒区域に避難勧告発令が発出され、文面としては、現在、山鹿市に大雨洪水警報が発表されています。これまでに降った雨で地盤が緩んでいる箇所があり、今後も雨が降り続く予報となりますので、土砂災害警戒区域やその付近にお住いの方は、早めの避難をお願いします。また、避難所として新たに山鹿市総合体育館を開設します。現在、開設している避難所は8カ所ですと。新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用や衛生用品をご持参くださいとなっております。これ以降は7月13日午後5時発出の自主避難所開設のお知らせ以外は、全て午後5時以前のお知らせとなっていたかと存じます。

先日、小国町の渡邊町長とお話しする機会をいただきまして、7月豪雨の話題が出たのですが、渡邊町長からは、小国町では午後5時以前に避難勧告を発令するようになっているとの話を伺いました。といいますのも、やはり日が落ちて暗くなってからでは、特に高齢者の避難が困難となり、またとりわけ夜間に至っては、かえって危険性が増す可能性があるためです。先ほどの避難勧告のメールの文にも、豪雨で地盤が緩んで危険だという案内がありましたけど、それが夜間に発出されて安全な避難に至るのかということですね。実際、7月6日に岩野川流域に避難勧告が発令された際も、私の知人たちに様子を尋ねるため、また避難したほうがいいですよなんて、そういう話をするために電話をかけたところ、もう暗くなってきとるけんて、日が落ちてきたけん避難はしないと、自宅に対応すると、もしくは近所のところに行くけんて、そういう話を多数伺いました。もちろん避難勧告等は、山鹿市の地域防災計画等々、いろんな基準にのっとって行われているものと存じますが、安全な避難を市民の皆様にも促すためにも、夜間に大きな災害が発生することが予測されるような場合などは、基準値に至る前に早めの避難勧告、避難指示、今後は避難指示に一本化されますけれども、そういったものが行えるよう、フレキシブルな

対応なり、ガイドラインなり、そういったものが求められるものと存じますが、その点について見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

立山議員のご質問、避難勧告・避難指示の発令についてお答えいたします。

避難勧告、避難指示の発令につきましては、災害対策基本法第60条の規定により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の安全確保を図るため、市長が発令するものでございます。そして、内閣府では避難勧告等に関するガイドラインが公表されており、市町村はこれを踏まえ避難勧告等を発令するものでございます。

ガイドラインでは、災害の警戒レベルを5段階に分け、それぞれにおいて行動計画が示されております。警戒レベル1・2では、気象情報として注意報や警報が発表され、災害への心構え、避難行動の確認や備えを行うものでございます。警戒レベル3は、避難準備、高齢者等避難開始とし、避難に時間を要する方から避難を開始し、自発的な避難を促すものでございます。警戒レベル4は、災害が発生するおそれが極めて高い状況である氾濫危険情報や土砂災害警戒情報の発表を受け、速やかに避難勧告を発令するものでございます。避難指示は、大雨特別情報や氾濫発生情報等、地域の実情に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合等に発令することとされております。警戒レベル5は、災害が既に発生している状態を示します。

本市では、これらの警戒レベル区分を受け、気象台からの気象情報、気象予測、河川事務所から河川の水位情報など、また地元区長や消防団の方々と連携して、寄せられた地元の情報をもとに、避難勧告、避難指示を発令しております。

令和2年7月豪雨におきましても、7月6日に岩野川流域、7日には上内田川流域に洪水に関する避難勧告、そして6日と10日には市内に土砂災害に関する避難勧告の発令を遅滞なく行ったものがございます。

しかしながら、ご承知のとおり、近年の気象現象は短時間で50ミリ、100ミリを記録するなど、甚大な被害を引き起こす気象現象にございます。よって、早めの避難により命を守る行動をとることが最も重要でございます。今般の7月豪雨の経験から、未明の発令を避けるなど、早めの避難行動につながる仕組みを市民の皆様、地域の皆様と構築してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[ 1 番 立山 大二郎君 登壇 ]

○ 1 番 (立山 大二郎君)

特に未明の避難とならないような形での避難指示というものを構築されていくということで、ぜひ本当に喫緊の課題となっているかと思っておりますので、よろしく願いします

続きまして、2点目、避難所への誘導と対応です。

避難所に関しましては、芋生議員や有働議員からも発言通告がっておりますので、私は避難所への誘導の部分、そして本市の被災状況に関する広報の部分に焦点を当てて伺いたく存じます。

本市におきましては、自主防災組織の推進がなされており、各地区においても市民の皆様が自助・共助の部分を担当されて地域の防災力を高め、そこに行政の公助が組み込まれた自助・共助・公助の防災のトライアングルが形成されつつあります。

このたびの7月豪雨では、防災行政無線のほか、やまがメイトやデタポン、市ホームページ、市情報メール等での防災情報の提供が行われました。一方で、菊鹿町などでは避難勧告を受けながらも、市から情報提供されている避難所への避難が、やはり土砂崩れや道路状況から叶わず、地域の公民館や比較的安全であろうと考えられる近所の民家、施設への避難をされた方々が多数あったように仄聞しております。かつては、区長や地域の世話役、消防団の方々が高齢者へ早めの声かけをして、またお身体の不自由な方の避難をお手伝いしたりなどの、地域として防災力が発揮されるシーンがあったものと存じますが、これはもう本市において中山間地のみならず、中心市街地においても高齢化が進み、若い方も減り、そのような声かけや避難のお手伝いが十全にできる状況とは言いがたい、こういった時代がもう到来しているわけです。そこで、平時からの避難所へのルート確認や地域での声かけの方法について、どのように啓発活動を今後行われていくかについて伺います。

また、本市の被害は冒頭にも申しましたように、県南の甚大なる被害と比較することははばかれます。私もボランティアに何度か行きましたが、本当に筆舌に尽しがたいものがありますし、まだまだ復興には相当な時間がかかるものと思っておりますが、とはいえ本市の被害にしても決してなおざりにできるようなものとは言えない、もう本当に甚大な被害が出ております。しかしながら、例えば山鹿の町、鹿本町などで、これらの地域でも例えば三岳地区、三玉地区、川辺地区、細かく言えば麻生野とか、そういったところで土砂崩れによる通行どめもありましたし、集落への進入が著しく困難になったり、自動車が水没・浸水、広範な地域での断水などの被害が発生したりしているにもかかわらず、何か人的被害が一部にとどまった



ためか、やはりマスメディア等でも報道されることが少ない。そこで、やっぱり菊鹿町や鹿北町、鹿央町などでの大きな被害があったということをご存じない市民の方も意外と多いなということを感じます。このことは、今後の避難指示や防災対策においても、市民の共通理解、また啓発のところ、そういったところがなかなか困難になる、得がたいのではないかと危惧するところがございます。

先ほど断水についても言及しましたが、かなり広範な地域で発生し、特にコロナ禍の状況下において、介護・医療施設での衛生問題が一時は心配されるような事態もあったわけですが、管工事組合の皆様など民間事業者、そして本市水道局水道課の皆様のご尽力により、素早い対応が行われましたことは本当に特筆に値するものと存じます。

それでも、何か山鹿はなぜ、こんなやって被害が少ないはずなのに、水道がとまるんだといったクレームが発生してしまいましたし、またそういったいろんなうわさとかが出回っていたのも事実です。私も各地の避難所など現場視察させていただいて、多くの市職員の方々が避難所対応や被災地での最前線で、また市庁舎、市民センターなど、それぞれの持ち場で各種の対応に尽力されていたことは重々承知しております。なればこそ、このようなクレーム対応で、その現場対応におくれが出てしまうようなことは、極力回避すべきものと存じます。そのようなお問い合わせやご意見があるのは、やはりこれは情報をご自分のところまで届かず、不安な思いに駆られるからこそだと思うのです。必ずしも、これはクレームをする方が非難されるべき類いのものとは言えません。

そこで、例えば7月豪雨の被災状況の市民への提供を初め、今後は本市の被災をどのような形で情報発信されるかについて伺いたく存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

立山議員のご質問、避難所への誘導及び対応について、お答えいたします。

災害警戒に関する気象情報が発表・発令され、避難所を開設する場合には、防災行政無線、ホームページ、やまがメイト、ツイッター、テレビ情報デタポン、携帯電話メールサービスなどの手段を用いて情報発信を行っております。さらに、災害の危険性が高まった場合には、広報車や消防団の方々による広報活動を実施するなど、市民一人一人に情報が伝達され、避難行動につながるよう努めているところでございます。

このたびの災害を教訓とし、将来の備え、災害に関する意識を醸成するため、9月号の広報紙で7月豪雨災害に関する特集を掲載しております。その中では、氾濫危険水位を超えた岩野川の水位のデータや消防団、地元区長の声を掲載して、災害は私たちの身近なところで起こり得ることをお伝えしております。

また、現在、被害の大きかった3つの地区の方々と意見交換、協議を行い、今後の災害に備えたいと考えております。

次に、市道等の通行どめなど、交通規制箇所に関する被害情報につきましては、現在のところ、地元区長を通じて住民の皆様にお知らせしているところですが、被災箇所によっては規制が長期化することも予想されます。つきましては、今後、ホームページややまがメイト等を活用し、継続的に防災・災害に関する情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1番 立山 大二郎君 登壇]

○1番（立山 大二郎君）

昨年の12月定例会でも申しましたが、やはり今答弁にもありましたけれども、速やかなる情報提供や発信が市民生活や防災対策に資するのはもちろんのこと、交流人口の増加、各種産業の発展にも大きく資するものと考えられます。やはり山鹿で仕事をしよう、また起業しよう、そういった方々にも安心を与えていく、山鹿はこういった体制が整っているというのは、大変大事なことだと思うのです。

本日も大型の台風9号、そして週末には台風10号が接近し、本市の小中学校も休校となっておりますけれども、近年の自然災害では想定外の発災を引き起こす例が後を絶ちません。改めて本市としましても、柔軟かつスピーディーにご対応いただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

○

午前11時34分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田 昭一君の発言を許します。勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○ 4 番 ( 勢田 昭一君 )

皆さん、こんにちは。

議席番号 4 番、勢田 昭一です。

質問をする前に、新型コロナウイルス感染症及び 7 月豪雨で亡くなられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、この間、豪雨被害調査のため、あるいは感染症対策のためにご尽力をいただいた医療従事者の皆様を初め、多数の関係者の皆様に心から感謝申し上げます。そして、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と 7 月豪雨災害からの復興を願っております。

では、一般質問に移ります。

今回は 2 つのこと、まず 1 点目は 7 月豪雨の対応と対策について、2 点目は新型コロナウイルス感染症の対応と対策についてであります。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

それでは、1 つ目の質問に移ります。本市にある農業用ため池について伺います。

まず、全国にある農業用ため池の数は、農林水産省がことし 5 月末現在で調査したところによりますと、届けが出た箇所が 8 万 3319 カ所、未届けが 2 万 5800 カ所、合計 10 万 9160 カ所という数値を発表しております。日本全国にすごい数の農業用ため池があるということを確認しました。

私は、平成 30 年 9 月定例会において一般質問をいたしました。その内容は、ため池の防災対策についてでありました。その結果、確認できたことは、12 カ所が下流に住宅、公共施設があり、標高 10 メートル以上、または貯水量 10 万立法メートルのいずれかに該当するものを重点ため池としている。2 点目、ハザードマップはさきの 12 カ所については作成を完了し、山鹿市総合防災マップに掲載をしている。3 点目は、安全な農業用ため池の整備に努力するの 3 点でした。

そこで、質問です。本市における農業用ため池の数と今回の 7 月豪雨での被害状況を伺います。また、農林水産省農村振興局より、令和元年 7 月に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要を伺います。

○ 議長 ( 永田 健君 )

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[ 経済部長 早田 順二君 登壇 ]

○ 経済部長 ( 早田 順二君 )

勢田議員の一般質問、7 月の集中豪雨を受けての対策・対応について、お答えいたします。

まず、本市の農業用ため池の数につきましては、259カ所でございます。そのうち、本年7月の集中豪雨において、のり面崩壊、土砂流入などにより被災したため池は12カ所ございました。

次に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要についてお答えいたします。

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生していることから、農業用ため池の情報を適切に処理し、決壊による災害を防止することを目的に本法律が制定され、防災上重要なため池についてはハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ることや所有者及び管理者は、適正な維持管理を行うことが義務づけられたものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

今の答弁にもありましたように、本市においては259カ所の農業用ため池があり、被災したため池が12カ所だったという報告がございました。また、法律の概要では、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することが目的であるということがわかりました。この法律のもと、本市も農業用ため池の調査や安全性を確認されていることだと存じます。市民の目線で見ると、その対策や調査などの内容が具体的に見えてこないという意見が聞かれます。各地の農業用ため池は、先人たちがいろいろな方法でつくったものです。それは将来の地域のための大きなプレゼントでもあります。現在を生きる我々も、次の世代へ安心をつないでいかなければなりません。そのためには今ある農業用ため池の改修工事をする必要があると考えます。

そこで、2回目の質問です。農業用ため池の改修工事の要件について、特に防災の観点、老朽の観点から伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

農業用ため池の改修の要件について、お答えいたします。

まず、防災を目的に改修する事業としましては、防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上、想定被害額が4000万円以上、かつ受益面積がおおむね2ヘクタール以

上、総事業費が800万円以上のものが対象となっております。事業費の負担割合としましては、国55%、県34%、市9%、地元が2%となっております。

次に、老朽ため池を改修する事業としましては、まず農村地域防災減災総合計画、または農村地域防災減災推進計画に位置づけられた事業であること、さらにため池緊急対策以外のもので、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものが対象となっております。事業費の負担割合としましては、国55%、県29%、市14%、地元が2%となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

防災を目的としたため池の改修工事、あるいは老朽を目的とした改修工事があることがわかりました。そして、いろんな補助率も今ご説明があったとおり、地元の受益者負担が工事費の2%であるということも確認できました。

昔の災害は、何十年に一度と言っておりましたが、今では毎年のように起きている現状になります。そのことを考えると、早急な農業用ため池の防災・老朽の観点から、地元民とともに行政主導の改修工事をお願いし、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス感染症を受けての対応・対策についてであります。

本市はご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症でクラスターが発生し、58の方が感染されました。このことはいろいろな分野に影響を与えました。そこで、私は医療分野、農業分野、教育分野の3つについて質問をいたします。

では、1回目の質問をいたします。

まず、医療分野です。市民医療センターの取り組みと課題についてです。本市の主要病院である市民医療センターでは、クラスター発生後の病床の確保、あるいは感染患者の入院者数と関係医療スタッフの数はどうであったか。また、今回の経験から見つかった課題は何かを伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

勢田議員のご質問、山鹿市民医療センターの取り組みと課題について、お答えいたします。

山鹿市民医療センターは、第2種感染症指定医療機関として、従来より感染防止

対策に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の国内での発生及び流行に伴い、山鹿保健所との共同による患者受け入れ訓練や防護服の着脱訓練、また委託業者も含めた全職員の健康チェックを毎日実施し、院内への持ち込み防止を図っているところでございます。

また、医療用の感染防護資材の入手困難な状況を踏まえ、厳重な在庫管理を行うなど、長期的な対応を見据え計画・実施をしており、さらに国立感染症研究所及び山鹿保健所の指導に基づき、ゾーニングを初め、感染防止の対策と改善に取り組み、あわせまして一般の診療体制の維持に努めているところでございます。

クラスター発生後の病床の確保につきましては、入院治療が必要となった方は、熊本県の調整により県内の感染症指定医療機関、また協力医療機関に入院されております。市民医療センターにおける入院患者の受け入れにつきましては、基本は感染症病床の4床として、さらに疑いを含む感染症患者用として空床を確保し、受け入れ態勢をとったところでございます。また、入院患者に対応する関係医療スタッフの数は、医師と看護師による感染症の専門チームをつくり、12名で対応しております。

今回の感染症への対応に関する課題につきましては、常勤の感染症の専門医、また呼吸器内科専門医が不在のため、重症患者の対応が困難であることがございます。また、山鹿市内での市中感染や新たなクラスター発生の場合、複数患者の同時受け入れの要請に対し、設備やスタッフの対応には限界がございます。また、感染防護具が慢性的に入手困難であることと、職員の勤務環境の改善並びに精神的負担軽減対策が必要でございます。

さらには、感染症や疑似症患者用の病床確保により空床とせざるを得ないため、一般患者の病床数減少に伴う患者数の減少によって、経営状況の悪化が見込まれるところもございます。

これらの課題につきましては、山鹿保健所を初め関係医療機関と連携・協力しながら、役割をしっかりと果たせるよう努めてまいりたいものでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、全てが初めての経験であり、どのように対応すべきか、医療スタッフの皆さんのご苦労は大変だったろうと推察をいたします。

感染者の入院につきましては、熊本県が責任を持ち対応をしたということがわかりました。ぜひ今回の経験を生かし、今後とも市民の安心と健康を守っていただきたいと存じます。重ねてとなりますが、今回の新型コロナウイルス感染症にかかわられた医療スタッフや関係職員の皆様に心から感謝したいと存じます。

次に、2回目の質問をいたします。

次は、農業分野です。ご案内のとおり、コロナ禍の影響で、山鹿市で生産される農業生産物は、時期的にも消費実績・販売実績に大きく影響したと聞いております。今回は、お茶とワイン用葡萄について質問をいたします。お茶とワイン用葡萄への影響はどうであったか、またその対策、すなわち本市としての支援強化はどのようなになっているのかを伺います。

#### ○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

#### ○経済部長（早田 順二君）

勢田議員の一般質問、新型コロナウイルス感染症を受けての対策・対応について、お答えいたします。

まず、茶における影響につきましては、本年度の茶の生産は例年どおり行われておりましたが、出荷の最盛期であります5月と新型コロナウイルス感染症の拡大による国の緊急事態宣言の発令の時期が重なったことで、例年実施されておりました新茶のイベントや販促活動等が実施できず、販売に影響が出ております。

この影響は、2番茶にも及んでおりますので、市におきましてはコロナ禍の影響を受けた山鹿市産の農畜産物の需要喚起や消費拡大を図る目的で創設した農業経営体緊急支援事業の対象品目に茶を追加し、支援を行っているところでございます。

今後、山鹿市茶業振興協議会におきましては、市内の飲食店やホテル・旅館等への良質茶の提供など、地産地消による消費拡大の取り組みも予定されておりますので、本事業の積極的な活用を推進してまいります。

次に、ワイン葡萄への影響につきましては、ワイン用葡萄の出荷時期は8月下旬から9月上旬で、全て契約栽培のため、生産調整や廃棄等もなく、価格等への影響は出ておりません。

ことは、梅雨の長雨がございましたが、その後の晴天と生産者及び熊本ワインファーム相互の努力により、病害虫の被害も少なく、現在収穫の真ただ中でございますが、糖度も平均20度と高品質の葡萄が生産されております。

しかし、今後の新型コロナウイルスの状況次第では、販売に影響が出るおそれもございますので、菊鹿ワイン生産振興協議会等と連携しながら、菊鹿ワインの販売

強化支援及びPRに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

答弁にありましたように、お茶、ワイン用葡萄への影響については、よくわかりました。今後は、山鹿市茶業振興協議会並びに菊鹿ワイン生産振興協議会と連携しながら進めていくということでした。そういった連携を深めながら、この困難なところを、ぜひ乗り切っていただきたいと存じます。

では、最後に3回目の質問をいたします。

3回目の質問は、教育分野です。いよいよ2学期が始まりました。2学期は、学校行事が多い時期です。また、休校が多かったために、授業の進捗状況や授業時数はどうなっているのかと心配をいたしております。

そこで、質問です。学校行事、特に修学旅行の方向性と授業時数確保はどのようになっているのか伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

勢田議員の一般質問、2学期からの学校行事、特に修学旅行の方向性と授業時数の確保について、お答えいたします。

まず、1点目の2学期からの学校行事についてです。

2学期は大切な行事がたくさんありますが、このような状況ですので、それぞれに行事の縮小や中止を余儀なくされています。

その中で、今、心配されているのが修学旅行です。修学旅行は、平和学習を主な目的として県外で活動を行っておりますが、現在の新型コロナウイルスの状況を考えますと、不安も大きいものがございます。ただ、子供たちにとって心に残る大きな行事の1つですので、簡単に中止するのではなく、新型コロナウイルスへの対策に万全を期し、形や行き先を変えてでも何とか実施できないものかと、どの学校もぎりぎりまで判断を伸ばしております。これからの感染の状況を見ながら、そして保護者の意見も聞きながら、それぞれの学校で遅くとも旅行の1カ月前までにはどうするかが決定されます。

次に、2点目の授業時数の確保についてです。



授業時数とは、1年間でやらなければならない授業の時間数のことです。例えば、小学校6年生の国語は1年間で175時間、中学校3年生の国語は105時間を標準としております。どの学校も1年間の授業の時間数の計算をしながら、1学期当初の臨時休業中のおくれを取り戻してっております。夏休みが当初の予定から1週間早まりまして、8月3日からになった分は、これからカリキュラムの調整をして補ってまいります。文部科学省からは、標準時数については、緩和の措置も通知されておりますが、山鹿市の小中学校は先生方の努力で、授業時数の確保については心配要らない状況でございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

私たちが最も心配するのが、子供たちの教育です。その子供たちのこと、あるいは保護者のこと、また学校で働く教職員のことを考えて、学園都市やまがのためにご尽力されることをお願いいたします。

今回は、7月豪雨並びに新型コロナウイルス感染症のことについて質問をいたしました。本市には、いろいろな課題もたくさんありますが、市民の皆さんに具体的な数字を掲げ、行政も市民も見える化で共通認識を持ち、そしてこれからのすばらしいふるさと山鹿にするために、市民、行政が一緒に同じ目標を持って頑張っていくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午後0時00分 休憩

○

午後1時14分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生 よしや君の発言を許します。芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、こんにちは。

3番議員、日本共産党の芋生 よしやです。

災害が続く中、市民の皆さんからは、さまざまなご意見やご要望が届いています。コロナリスクレベル4という熊本県の状況を踏まえ、急施案件のみの質疑・一般質問と、全会一致で決めた議会開催形態に沿って、今回は災害対策についてのみ取り上げます。ただし、ここ山鹿市の議場内は、仕切りを設置するなどの対策もしっかりととられていますので、市民の皆さんの声を代弁する機会としては、その声を届けることが議員としての仕事であると考えています。

山鹿市では、新型コロナウイルス感染症、7月豪雨災害、さらに温暖化の影響を受けての猛暑の日々が続く、大型台風も発生するなど、いっどこで大きな災害に巻き込まれ、命の危険にさらされるかわからない状況が続いています。山鹿市でも新型コロナウイルス感染症での犠牲の方、また豪雨災害でとうとい命が失われたことなどがあり、心からのお悔やみを、またご冥福をお祈りしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症では、熊本県は9月1日までに521例目の発症が発表され、山鹿市の現在の感染者状況は8月31日、58名で、8月10日以降の感染者は確認されていないと報告されています。

私たち日本共産党山鹿市委員会は、市民の皆さんの要望をまとめて、3月2日から新型コロナ対策として1人の業者も潰さない、速やかな支援、また第2波・収束への対策の要望書を5回提出して申し入れし、市民の皆さんの命と暮らし、経済を守れと提言してきました。市民の皆さんは、引き続き、市の支援を求めています。

そこで、お尋ねいたします。

新型コロナウイルス対策、また豪雨・コロナ禍における避難所について、3点目は庁舎の身障者駐車場の整備や相談窓口についてです。

山鹿市でも、集団感染、クラスターが発生してしまい、客足が戻りかけた商店などへ再び客足が遠のくなど、営業に、市民生活に不安が一気に高まりました。さらに、医療・介護従事者の皆さんは、不安な思いの中で懸命に対処されたことだと思います。また、毎年地元や市民の皆さんたちが楽しみにしているお祭りや行事などが中止・縮小され、残念な思いでいらっしやいます。とりわけ、子供たちや高齢者の皆さんにとっては、毎年の行事は一つ一つが大切な思い出となるものです。新型コロナから市民の暮らしと営業、命を守るため、あらゆる手だてを尽くすことが必要です。

そこで、市長にお尋ねします。山鹿市民を感染から守るため、山鹿市はどう対応していくのでしょうか。お願いいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

全世界で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、本市におきましても、一般クラスター、集団感染が発生いたしましたし、熊本県全体でも依然として毎日感染者が発生している状況にあります。特に、感染経路が特定されない感染者が増加しており、いつどこで誰が感染するか予測不可能な状況にあります。

本市における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、基本的かつ最も重要なこととして、全ての市民、事業者の皆様にご協力をお願いしながら、3つの密、密集・密接・密閉の回避、手洗い、手指消毒、マスク着用を主とした新しい生活様式の実践を推進してまいります。

また、医療機関への受診について、市民の不安を軽減し、適切な受診環境の確保を図ること及び医療現場の負担を軽減するため、鹿本医師会のご協力のもと、山鹿市民医療センターと連携した、発熱トリアージ外来の設備整備及び医療従事者への特別手当支給など、医療提供体制の整備を進めてまいります。

一方、感染された方や関係者の方に対する誤解や偏見に基づいた人権侵害が行われないよう、あらゆる機会を通して市民の皆様へ呼びかけを強く行ってまいります。

今後も、県や医師会等の関係機関と緊密な連携・協力を図り、国の感染対策指針及び県のリスクレベルに応じた対策を着実に進めるとともに、市民に対する速やかな情報発信を行ってまいります。

市民の皆様を安全安心を最優先に、感染拡大防止に全力を尽くしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

3密を避ける新しい生活様式を市民と事業者にご協力してもらうこと、医療体制の整備、情報発信も行うと答えていただきました。ぜひ積極的に進め、住民の暮らしと営業、命を守るために力を尽くしていただきたいと思います。

それでは、2点について、山鹿市民医療センターの取り組みをお答えください。

1点目は、発熱トリアージ外来の設置状況、設置後の対応はどうか。市民の不安を軽減し、適切な受診環境の確保を図るため、発熱トリアージ外来、トリアージとは、傷病者など治療を受ける必要がある方の重症度や緊急度などによって、治

療や搬送先への優先順位を決めることだそうですが、取り組みはどう進んでいるのでしょうか。

2点目、市民医療センターの一般患者の診察、入院受け入れ態勢はどうなっていますか。お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

芋生議員のご質問、山鹿市民医療センターの取り組みについて、お答えいたします。

まず、発熱トリージ外来につきましては、鹿本医師会、山鹿市、市民医療センターの三者の協議により、発熱等の症状がある方をトリージ外来に集約することで、一般患者との接触機会を減らすことによる感染拡大の防止と医療機関の負担軽減を図ることを目的としているものでございます。

施設・設備につきましては、市民医療センター敷地内に陰圧のドーム型テントを設置することとしており、現在は備品、資器材の調達段階でございます。納品後は、設置工事を経て、10月末を完成予定としているところでございます。

また、発熱トリージ外来の運用方法につきましては、鹿本医師会及び山鹿市との協議と山鹿保健所の指導を受けながら進めておりますが、現時点での取り決めでは、平日の午後2時間程度で、医師と看護師は医師会からの輪番で対応していただく対応となっております。

受診の流れにつきましては、事前にかかりつけ医で受診された方が発熱等の症状がある場合、医療機関から発熱トリージ外来の予約をしていただき、受診をされることとなっております。

次に、市民医療センターにおける一般患者の診察、入院患者の受け入れ態勢につきまして、まず一般外来の診療につきましては、通常の外來診療を継続しているところでございます。来院者全員の方にマスク着用の上、玄関入口で手指消毒を行っていただき、病院スタッフが検温を実施しており、発熱が仮に認められた場合は、問診と帰国者接触者外来の受診案内をしておるところでございます。

また、受診を控えることによる重症化が懸念されておりますが、慢性疾患等により定期的に通院されている方で、病状に特段変化がない場合や外来予約日に検査等が予定されていない場合には、医師の判断により病院へお越しいただかなくても、電話による医師の診察を受けていただき、薬の処方を受けることも可能となっております。

次に、入院診療は緊急を含め通常通り可能となっておりますが、過去2週間以内に感染者との接触や空間の共有、海外渡航歴や居住歴がある場合、また感染者の発生が継続・増加している地域の方との接触がある場合などは、いずれも2週間経過するまでの入院の延期、または個室の入院となっておりますのでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

感染拡大防止と医療機関の負担軽減の取り組みが進められていることがわかりました。今後の対応に期待をしています。

一般診察の方で、特段病状に変化がない場合などは、電話により医師の診察を受けて、薬の処方も可能だとのことですが、新型コロナウイルス感染症への心配はまだ長期戦になってきますし、受診を控えてしまうという声もお聞きしています。

そこで、重ねて確認させていただきますが、連絡や周知は丁寧に行われているのでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

芋生議員のご質問、電話による診察、処方に対しましてお答えいたします。

診察の基本は、あくまでも対面による診察による必要な検査等を行うことが基本とされているところでございます。この電話による診察、処方に関する制度につきましては、国の通知に基づいて時限的・特例的に全国の医療機関が対象とされているものでございます。そのため、広報につきましては、厚生労働省や熊本県から各医療機関に周知されているところでございます。

この制度に基づいた電話等を用いた診療が可能かどうかの判断は、各医療機関の医師、それから主治医が慎重に判断し、行うものでございます。よって、希望される全ての患者の方が対象と思われないう、また誤解を招くことがないよう、市民医療センターとしましては、診察時に直接、主治医から説明をすることとしております。また、院内にポスターを掲示するとともに、次回の診察予約時、また予約の変更の電話連絡時に、外来のスタッフ等から直接、患者の方に丁寧に説明を行っているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

重ねて確認させていただき、大変安心できるようなお答えをいただきまして、安心いたしました。

では、先ほど市長は、熊本県では依然として感染者が発生しているし、感染経路が特定されず、いつどこで感染するか予測不能な状況にあると答えられました。9月1日付熊日新聞には、集団感染となった施設の感染者は、認知症が影響して入院に日数がかかった。高齢者のクラスターが起きると、地域医療に大きな負担がかかり、医療・介護の崩壊につながるとの記事が掲載されていました。感染を広げないためには、検査数をふやすことを日本医師会も提言しています。PCR検査など、次の4点についてお答えください。

1点目、山鹿市では、PCR検査の方針、検査所の見通しはどう考えているのですか。

2点目、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うことについて。

3点目、希望する市民には、PCR検査が受けられるように対応すること。

4点目、PCR検査費用、国や県に求めるとともに、山鹿市独自での補助を行わないのかについてお答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問、新型コロナウイルス感染症に関する検査について、お答えをいたします。

まず、現在行っております新型コロナウイルス感染症検査は、感染症法に基づく医師の届け出により、感染が疑われる患者を把握し、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施し、患者を把握する検査でございます。

また、患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的な疫学調査を実施し、濃厚接触者を把握し、同様に検査を行うものでございます。

8月31日現在、熊本県におきましては、1万1484件の検査を行い、521件の陽性が確認されております。さらに、陽性者の接触者等として県独自に弾力的に検査を

したものが2367件でございます。なお、このうち本市における陽性者はこれまで58件でございます。

山鹿市としましては、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や、その濃厚接触者が速やかにPCR検査が受けられることが何より大事であると考えております。そのための検査体制としましては、これまでのところ、保健所のご努力もあり、適切に実施されてまいりました。ただ、今後の感染拡大やさらなるクラスター発生の場合を考えると、検査体制の拡充は必要と考えております。

先ほど、北原議員の答弁でも申しましたとおり、熊本県は県内の検査能力について、現在の1日当たり322件から、10月ごろまでに約1400件にふやす方針としており、県内各地域での医療関係等での検査体制が拡充される見込みでございます。現在のところ、本市単独でのPCR検査や検査所の設置につきましては考えておりません。

次に、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校等、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR等の検査につきましては、業務上、3密を避けることが困難であり、個人での予防に限界があること、また感染した場合の影響が非常に大きいことから、優先的に検査を行うことは有効であると考えております。

8月28日開催の国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項としまして、感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施を都道府県に要請する旨、伝わっております。詳細につきましては、まだ示されてございませんので、国県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、希望する市民にPCR検査が受けられるようにという点につきましては、PCR検査は、現在行われている新型コロナウイルス検査の中では、最も精度が高い検査でございますが、それでも70%程度の感度と言われております。ある時点での検査で結果が陰性でありましても、感染をしていないという確実な証明とはなりません。また、その結果が永続的なものでもございません。個人の安心のために受ける種類の検査ではございませんので、ハイリスク者等を除き、希望される方どなたでもお受けになれるということを、現時点では市としてお勧めすることはできないと考えております。行政検査以外の検査の実施や補助につきましても、現時点では予定していないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

○ 3 番 ( 芋生 よしや君 )

答弁にありましたように、PCR検査が永続的なものであるというわけではありません。しかし、答弁の最後のほうに、PCR検査は70%程度の感度とされているとのことでしたが、違う見解も示されています。PCR検査はごく微量のDNAを増殖させて分析するもので、感染力を測定する防疫の目的検査の場合は、ウイルス特有のDNAを増幅させ、新型コロナウイルスが判定できるものなので、ごく少量でも検知可能という意味で、非常に感度は高いものです。ウイルス検出判断のための最も確かとされる判断基準は、現在の技術ではPCR検査です。検査目的を感染力があるかどうかの防疫検査にすること、無症状者の感染力、唾液中にウイルスがいるかどうかの検査感度が重要になってきます。検体採取のタイミングの問題もあるかと思いますが、そのためには定期検査をすることで、精度も上がってきます。

日本医師会COVID-19有識者会議は、8月5日の緊急提言で感染制御のためのPCR検査や抗原検査の拡充を求めています。提言では、濃厚接触者を追跡するクラスター対策は、感染経路不明患者が増加した段階では後手に回り、感染を抑止することは困難だと指摘をした上で、本感染症は無症状例が多く、隠れた地域内流行が存在するとして、感染症対策とともに経済を回す上からも、感染管理の必要な人たちが検査を受ける必要があるともしています。

ニューヨークでは、集団全体の現状と傾向を把握するためとの考え方で、PCR検査の拡大を追求し、隔離による感染抑制に成功したとされています。

また、熊本県でも検査能力をふやす方針があり、医療機関での検査体制の拡充の見込みとのこと。さらに集団感染のリスクが高い施設職員などへの優先的な検査は有効との見解も示していただきました。

さらに、国が感染拡大地域などにおいて、医療機関や高齢者施設などの勤務者全員の定期的な検査実施を要請することとしています。世田谷区では、社会的インフラを維持するため、介護事業所や保育所などの職員に対し、社会的検査と位置づけ、介護事業所職員に先行検査を実施することとしています。また、静岡県富士宮市では、感染地域からの流入防止として、市が設ける基準を満たせば、出張者、観光施設従業者や重症リスクの高い医療介護、教育従事者などを優先的に無症状の希望者にPCR検査を実施する方針を決め、一律2万円の補助をするなどがあります。

また、さらにありますが、こういった取り組みも参考にしながら、新型コロナから市民の暮らしと営業、命を守るため、国や県などへ強く要望していただくとともに、新型コロナ感染対応、地方創生臨時交付金を活用して、今後独自の検査などの検討を進めていってはどうでしょうか。再度、答弁をお願いいたします。



○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに関しましては、感染していても約半数が無症状であると言われており、国は医学的に検査の必要があると医師が判断した場合には、無症状者にもPCR検査や抗原定量検査の実施が可能であるとしています。現在、唾液を用いたPCR検査や抗原検査等も実施可能となっており、今後、民間での保険診療での検査も増加していくものと考えられます。

行政が行う検査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、無症状の方についてはリスクの高い方から優先的に検査を行っていくことが重要と考えておりますので、本市におきましては、県の方針を踏まえ、保健所との協議を行い、より有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

次に、新しい生活様式に沿った学校生活を進めているのかについて、教育部に質問します。

休校による授業のおくれ、心身面での不安、酷暑が続く中での登下校、さらには行事予定などの変更により、児童生徒にはさまざまな影響が出ているのではと心配の声があります。そんな状況に寄り添う学校生活が求められています。また、感染しない、させない取り組みが必要になっていると思います。山鹿市では、次の3点について、どう対応しているのでしょうか。

1点目、新しい生活様式に沿った学校生活で、子供たちに対し、心身面でのケアなどをどう進めているのか。

2点目、小学校の状況、クラス編成や通学バスでの状況、また少人数学級実現について、どのように対応が必要と考えているのか。

3点目、熱中症予防対策はどうなっていますか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

芋生議員の一般質問、新しい生活様式に沿った学校生活の取り組みについて、お答えいたします。

山鹿市内の小中学校では、8月に県教育委員会から出されました市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインに基づいて、朝からの検温や健康観察、マスク着用、換気等の徹底を行い、密閉・密集・密接をつくらないように配慮しながら、学習環境を整えて学校生活を送っているところです。また、担任や養護教諭等による教育相談を行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるように心身のケアに努めております。

1点目の授業のあり方につきましては、近距離での話し合いにならないように、座席をずらすなど学習形態の工夫を行っております。また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、県教育委員会より少人数指導のための教員加配の予算をいただいておりますので、2学期以降、大規模校を中心に人員の確保に努めてまいります。

2点目は、通学についてです。登下校においてスクールバスを利用している学校では、マスクの着用はもちろん、喚気と消毒の徹底をしております。児童生徒が乗車する前には必ず消毒をし、乗車後は車内の消毒を行っております。また、送迎の途中でもとまって換気をするようにしております。

3点目の熱中症の対策につきましては、子供たちに水筒を持参させ、水分を小まめにとるように指導することはもちろん、授業中はエアコンを活用しております。また、新型コロナウイルス感染症予防のために、窓を少しずつ開け、喚気も同時に行っております。状況によりましては、マスクを外させるなどの対応もっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

8月25日、政府の教育再生実行会議が首相官邸で開かれ、少人数学級を進め、30人未満の学級にしてほしいとの意見が出て、萩生田文部科学大臣は多くの方が方向性として共有できる課題ではないか、できることから速やかにやっていきたいという意欲は持っていると言われました。教育再生実行会議の提言を前倒しし、少人数学級を来年度から段階的に進めるため、必要な予算要求を行う考えも明らかにしましたし、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会なども、少人数学級の実現

を文部科学大臣に要望しています。

新しい生活様式を進めながらも、子供たち本来の育ちである仲間の中で育ち合い、成長・発達を促すことを第一に学校生活を工夫していただきたいし、山鹿市から先進的な取り組みを、さらに進めていただくことを強く要望しておきたいと思います。

では、避難所についてお尋ねします。

豪雨、コロナ禍における避難所、7月豪雨災害は山鹿市においても大きな爪跡を残していますが、さらに大きな被災地となった八代市、人吉市、大牟田市などの状況を見て、山鹿市への対応をどう考えられたか、市長にお考えを伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、八代市、人吉市の状況を見て、山鹿市の対応をどう考えたかについて、お答えいたします。

令和2年7月豪雨により、八代市、人吉市を初め、県南地域は甚大な被害を受け、球磨川流域においては、河川の決壊、橋梁の流失、3000件を超える家屋の全半壊、そして多くの人命が失われる未曾有の災害となりました。

その中であって、1日も早い日常を取り戻すため、被災された方々は懸命に復旧・復興に向け、歩みを進められております。同じ県内の自治体としまして、支援してまいりたいと考えております。

今回の豪雨を検証してみますと、山鹿市においては、7月3日から15日までの13日間に例年の年間雨量の半分に相当する1098.5ミリの雨量を観測、7日には1時間110ミリの記録的短時間大雨情報の発表、岩野川、上内田川は氾濫危険水位を優に上回り、氾濫の危険がすぐそこまで来ていたことなど、近年では経験したことのない災害であると認識しております。山鹿市管内において、冠水、土砂崩れ等が発生し、1700カ所を超える被害が生じ、大きな爪跡を残しております。

いつどこで災害を引き起こすともめない近年の気象現象から見ますと、改めて災害に対して、日ごろから十分な備えをしておくこと、適切な避難勧告・避難指示の発令を行うこと、そして早めの避難行動へつなげることを、市民の皆様と共有することが重要であると思います。

これらのことから、7月豪雨で経験し学んだことを将来の備えとするため、特に被害の大きかった山鹿市小原地区、鹿北町金原地区、菊鹿町今村地区において、早速、住民の方との意見交換会を開催いたしました。今回の教訓を次の備えとして、激しくなる気象現象下や高齢化社会において、自然災害から命を守る行動、高齢者

や要支援者に対する支援などの仕組みづくりを、早急に自主防災組織や消防団の方々と一体となって築き上げてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

一刻を争う状況の対応とともに、新型コロナ等の感染に配慮した避難が今求められています。

そこで、次の3点についてお尋ねします。

一刻を争っての避難体制をとることが求められているが、避難体制の現状と問題点について、内閣府の避難所における新型コロナ感染症の対応に沿って準備され、運営ができるのか。長期避難への対応について、お願いします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

芋生議員のご質問、豪雨・コロナ禍における避難所について、お答えいたします。

山鹿市では、梅雨入り前に、内閣府が発出しました避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する通知をもとに、感染症対策を講じた避難所運営についての方針を定め、密閉・密集・密接の3密を回避する方策、受け入れ態勢の整備、衛生用品の配布、保健師の配置、知人や親戚宅への分散避難の呼びかけなど、市民の皆様への広報など準備を進めてまいりました。

7月豪雨時に開設しました自主避難所、避難所はこうした方針に沿って運営を行ったところであります。避難された延べ892名の方には、検温、体調チェック、手指消毒、間隔をあけた避難にご協力をいただいたところであります。また、避難された間に、体調不良を申し出られた方には、避難所内の個室をご利用いただきました。

しかしながら、7月豪雨時に開設しました避難所の状況は、開設初日は410名の方が避難されましたが、日を追うごとにその数が減少しました。行政と市民との間に避難意識の共有ができていなかったことが課題であるとともに、感染不安から非難をためられた方がおられたことが、避難者数の減少につながった要因の1つではないかと考えております。今後より一層安心して利用できる避難所、早めの避難を促すような取り組みを進めてまいります。

また、避難所のあり方については、一時的に避難する避難所と熊本地震や県南地域の豪雨災害などのように、仮設住宅を含む、長期にわたり開設する避難所の2つの形態がございます。いずれの形態にありましても、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、適切な衛生環境の提供などの感染対策、そして個人のプライバシーや要配慮者の保護など、基本的事項については適切に確保されるものでございます。

ただし、長期にわたって開設する避難所につきましては、その運営面において、配置する職員、ボランティアの対応、広域的な取り組みなどの問題やなりわいを含めた生活活動の中で、一定の制約を設けることとなります。この点についてはご理解とご協力をお願いするものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

まだ、質問したいことがございましたが、時間となりましたので、またの機会に取り上げていきたいと思っております。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

午後1時56分 休憩

○

午後2時09分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働 辰喜君の発言を許します。有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号5番、有働 辰喜です。

発言通告に従いまして、質疑2件と質問1件をお尋ねいたします。

質疑に入ります前に、このたびの令和2年7月豪雨において、県下でお亡くなりになりました本市のお二方を含む65名の方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお行方不明のお二方の早期発見と被災された皆様方に衷心よりお見舞い申し上げ

げます。一日も早い復旧・復興と皆様方のご健康を心からお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の対策・対応に当たっておられる市の職員、医療従事者、福祉介護従事者の皆様の献身的なご活躍に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、まず議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）の17ページに計上されている教育総務費の学校再編事業委託料429万円は、令和2年5月29日、福岡高裁での控訴審判決後、控訴期限までに原告の上告がなく、6月13日に判決が確定した米野岳中学校区4小学校統合にかかわる公金支出差止等請求控訴事件に対する弁護士報酬との説明でございます。

対象となる裁判は、熊本地裁への提訴では、山鹿市長に対して本案件統合事業に関する公金の支出差しとめを求めて提訴、裁判中に統合校が開校し、本案件統合事業に要した公金支出がほぼ確定したので、山鹿市長に対する公金支出差しとめ請求から、本案件統合事業で支出された公金について、山鹿市長である中嶋市長個人を相手方として損害賠償請求をするように求める内容に変更し、福岡高裁への控訴内容も同様で、その請求金額は8億3448万8537円です。今回の補正予算は、弁護士報酬との説明ですので、勝訴判決確定後、請求される性質のものと思います。したがって、1審の熊本地裁及び2審の福岡高裁までの報酬と考えていいのでしょうか。

あわせて、報酬額に関しては、委任契約時に取り決めや報酬基準の説明を受けていたのかと、どのような内訳でこの金額が決定されたのかをお尋ねいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

有働議員の質疑、弁護士報酬についてお答えいたします。

本件につきましては、平成27年11月27日の訴状提出を受け、専門的知識と経験を有する本市の顧問弁護士を訴訟代理人として、平成28年1月13日に委任契約を締結したものでございます。

契約の際に、受任弁護士から弁護士費用の基本的な考え方についてお示しいただき、成功報酬は最終時点で1回だけの支払いとなることや報酬基準などについて説明を受けております。

弁護士報酬額の算定根拠について、基本的には従来の熊本県弁護士会報酬基準表を下敷きとして本件成功報酬金額を算定し、8億円余りの損害賠償請求であれば、通常3900万円程度の報酬金額となるところでございます。

しかしながら、受任弁護士の本件訴訟は、本来、住民訴訟であるという性質上、

損害賠償額を経済的利益として、そのまま反映することは適当ではないという判断のもと、標準額の10分の1程度の390万円に消費税を加算した429万円を報酬額として算定されたことを受け、双方合意の上、ご提案をしているものでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

今定例会に提出をされました別議案にも関連をいたしますが、令和元年度山鹿市議会6月定例会に提出をされました議案第11号 令和元年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）に、今回と同様、教育総務費、学校再編事業委託料として200万5000円が計上されました。時期的に原告側が福岡高裁に控訴した後での補正ですので、2審用の費用と思われます。今定例会に提出の認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算書の58ページ、（款）教育費、（項）教育総務費、（目）教育委員会費、（節）13委託料の不用額は、256万6250円となっておりますが、200万5000円が含まれているのか否か、それ以下の内訳書がなく、判断ができかねないのでお尋ねいたします。

この委託料、弁護士費用は支出をされたのでしょうか。また、支出目的が2審用の着手金ということであれば、当然、1審用の着手金が支払われたと考えるのが道理であります。支払いがあったのでしょうか。その場合、幾ら支払われたのかをお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員の質疑、訴訟に係る弁護士への支出額について、お答えいたします。

第1審の着手金として、受任弁護士に対し、平成28年2月26日に110万7253円を支出しております。

さらに、第1審の判決言い渡し後、平成31年4月9日に控訴状の提出を受け、令和元年7月5日に控訴審に係る委任契約を締結し、当該控訴審の着手金として同月19日に200万4991円を支出しております。

その後、本年5月29日に控訴審の判決が言い渡され、同年6月13日に判決が確定したことから、委任契約条項に基づき、成功報酬として今回の補正額である429万円を支払う予定であり、支出総額は740万2244円を見込んでおります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

結局、米野岳中学校区4小学校統合に係る裁判で、約740万2000円が弁護士費用として支出をされたわけです。

答弁で、この弁護士は山鹿市の顧問弁護士と伺いました。訴訟の場合、案件ごとの契約にはなるのですが、一見の弁護士より値段交渉しやすいと思われれます。日本弁護士連合会は2004年4月1日から報酬基準を廃止し、自由に料金を定められるようになりました。つまり、依頼者と弁護士との間で料金交渉は可能だということです。

先ほどの答弁で、熊本県弁護士会の報酬基準を参考に算定後、値引きをされた内容で請求があり、委託料として補正予算に計上したとありましたが、先ほども述べましたが、熊本地裁提訴時は公金の支出差しとめ請求であります。現実には、裁判中も統合校開校に向けて淡々と公金支出がなされ、開校後にほぼ確定をした公金支出額が報酬額算出対象額であり、8億円余りの損害賠償請求では、通常3900万円程度の報酬金額と言われましても、現実的には何の実害も発生していない8億3450万円です。頭では支払わなければいけないということはわかっていますが、何とも釈然とはいたしません。仮に損害賠償請求金額が1億円であったとしても、弁護士の業務内容、業務量は全く同じだと考えます。

また、被告は公職としての山鹿市長ではなく、山鹿市長個人としての損害賠償請求です。弁護士から請求金額を伝えられたら、値下げ交渉はなかなか難しいとは思いますが、その辺りを考慮して交渉していただければよかったのかなとは思いますが、なぜなら、支払いの原資は大事な税金だからです。原告が控訴代理人弁護士2名から請求された弁護士費用から考えますと、格段に高いという感覚は拭えません。住民訴訟を起こさなければ発生しない支出だのご意見もあるかと思いますが、本訴訟は熊本地裁提訴時、山鹿市民382名が原告となった住民訴訟です。なぜ、この住民訴訟が行われたのかを思い返し、高い授業料として今後の行政運営の糧としていただきたいと思います。

それでは、質疑の2件目です。

議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）、18ページの（款）教育費、（項）小学校費に教材費として2300万1000円、同様に中学校費にも教材費として1163万9000円が計上されています。説明では、児童生徒用のタブレット端末



を国の公立学校情報機器整備費補助金の採択を受け、令和3年度導入計画を前倒しをして、本年度の導入としたためとのございますが、使用料及び賃借料として計上されていますので、タブレット端末機のリース料金と通信費と思われませんが、配付された議会運営委員会資料の導入計画表を見ますと、本年度当初予算では、全教員と児童生徒3人に1台の1600台を導入、今回の補正では、全体計画の残り台数2535台分の導入となっていますが、今回補正分の導入予定時期と補正予算総事業費5億1959万2000円の内訳をお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員の質疑、小中学校におけるタブレット機器の導入について、お答えいたします。

今回、補正予算をご提案している小中学校の教材費は、タブレット機器の配備費用でございますが、当初予算において、児童生徒3人に1台及び全教員に配備することを既に議決いただいております、残り3分の2は来年度配備としていたところでございます。

しかしながら、本年度中に1人1台を目指す方針を国が示したことと、今般、国のGIGAスクール構想による公立学校情報機器整備費補助金の採択を受けたことで、当初予定していた令和3年度の導入計画を前倒しし、児童生徒1人1台となるよう、残り2535台を追加配備するものでございます。

事業費につきましては、5年間の長期継続契約の設定による支出を想定しており、およそ5億2000万円を見込んでおりますが、今般上程している補正額は、配備を計画している本年12月から来年3月までの本年度分の支出見込額でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

総事業費の内訳は、タブレットのリース料金と通信料金5年分ということと、補正額3460万円は4カ月分の利用料金ということが判明をいたしました。

今回の補正予算で市内全ての小中学校の全児童生徒と全教員にタブレット端末機器が貸与されることとなります。情報通信技術を活用しての教育は必要との認識で整備がなされているわけですが、今回、国の補助事業費が本年度第1次補正で採択

されたのは、新型コロナウイルス感染症による一斉休校が発生し、その授業日数不足を補う方法として、ICTを利用したオンラインでのリモート授業方式がクローズアップされたのが大きな要因だと考えられます。

本市も情報通信技術（ICT）を利用した教育を実践するタブレットというツールを整備されます。教育委員会としましては、このツールの利活用をどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員の質疑にお答えいたします。

今回ご提案している、全児童生徒へのタブレット配備が実現した後は、小中学校で行う教育活動の幅広い分野での活用を計画しています。

幾つか例を挙げますと、小学校の算数で三角形や平行四辺形、台形の面積を学習する際に、タブレット上で図形を分割したり、移動させたりする操作をしながら、自分たちで面積を求める公式を考えていくことができます。

また、体育の時間で行うマット運動や跳び箱等の器械運動では、グループごとに自分の動きの映像を撮り、それを見ながら、手のつき方や姿勢、助走等を具体的に確認することで、よりよい動きを身につけることにつながります。さらに、社会や理科、総合的な学習の時間では、自分たちが調べたことを写真や文章、グラフ、表などにあらわし、わかりやすいレポートやプレゼンテーション資料の作成に、大いに役立つものと思われま

す。また、配備後の活用がスムーズに行われるよう、ことし8月からICT支援員5名を各学校に派遣しています。ICT支援員は、各学校を週2日程度訪問し、教師の授業支援や研修支援、メンテナンス、機器のトラブル対応などを通じて、学習支援ツールとしてのタブレット機器の可能性を引き出すための役割を担います。

今回配備予定のタブレットは、学校の校舎内だけではなく、運動場や体育館、修学旅行や社会科見学など、校外活動でもインターネットに接続することができ、幅広い活用が可能となるLTEモデルを予定しています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休校となった場合、自宅でWi-Fiに接続できない状況にあっても、児童生徒とインターネットを介して、毎日の健康観察や宿題の提示及び提出、またオンライン授業を行うことを可能とすることも含め、小中学校における教育環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

近いうちに、タブレット等の機器を使用して、従来のペーパー仕様の教科書ではなく、デジタル教科書なるものが出現してくるのでしょうかし、答弁での学習内容は、アナログ時代の私たちもコンパスや分度器、物差し、三角定規、ボール紙等を利用して勉強した記憶がありますが、機器を使用するとゲーム感覚で楽しく学べるのは間違いないと思いますので、学習支援ツールとして期待をしています。

私は、何よりも全ての児童生徒が同じ教育環境、教育設備で学ぶことができ、教育格差をなくす、素晴らしい事業だと思います。配備された機器を使用することで、学習に対する児童生徒の興味・関心が高まり、学習意欲の向上につながり、ひいては学力の向上につながることを期待しております。

それでは、一般質問に移ります。

通告に従いまして、避難所について伺います。

午前中の立山議員の質問に関する事例説明書と内容で一部重複するところがありますが、ご容赦お願いいたします。

市内全戸に配布済みの山鹿市総合防災マップ9ページに、避難場所、避難所一覧が掲載されていますが、一番最初に開設される自主避難所の明示・表示はなされていません。山鹿市のホームページも同じ資料のため、同様でございます。山鹿市総合防災マップの表紙を開くと、右側に防災対策と書かれたページの中段に、避難の準備の項目があり、情報の種類として（1）自主避難から（4）避難指示までの4段階で、それぞれの発令時の状況や市民がとるべき行動が書かれています。避難準備や避難勧告などを各自治体が発令する前に、大雨や台風による川の増水や土砂災害の危険があるのではと、みずから判断したら、自分の身を守る行動として、まずやるべきことが自主避難です。自主避難本来の考え方は、ハザードマップの浸水想定区域や土砂災害警戒区域に含まれていない地域にある親戚や友人、知人宅などに避難することを想定していますが、全ての方々がそういった場所を確保できるわけではありませんので、各自治体では災害の危険が迫っていると判断したら、第1段階として自主避難所を開設します。今回の集中豪雨では、7月6日午後4時に市内6カ所に自主避難所が開設されました。その後、岩野川流域の寺島・石地区にも午後6時、洪水の危険性による避難勧告発令と同時に八幡地区公民館を臨時避難所として開設、また市内19地区に午後8時、土砂災害の危険性が高まったとして避難勧告を発令、午後8時36分に山鹿市総合体育館を臨時避難所として追加開設しまし

たので、自主避難者か、避難勧告を受けた避難者かの判別はわかりづらいかとは思いますが。

山鹿市では、指定された避難所、避難場所には、公式アイコンがきちんと表示されています。公式アイコンは、山鹿市総合防災マップの12ページから掲載をされている防災マップの左上に指定緊急避難場所、指定避難所兼指定緊急避難場所の凡例として表示をされていますので、それを見比べると何となく利用目的の違いはわかるかとは思いますが、山鹿市総合防災マップに記載された避難場所、避難所62カ所、どこでも同じ避難所と認識している市民の方も多いのではと思います。

そこで、まず1点目として、自主避難所、避難所、避難場所の違いをお尋ねいたします。

2点目として、山鹿市が自主避難所を開設する際の基準とございますか、条件等をお尋ねいたします。

また、山鹿市では、自主避難所開設時には、防災行政無線、やまがメイト、データポン、ホームページ等を使って開設場所を周知していますが、私は必ずしも理解されているとは思えません。自分自身に災害の危険性があり、避難をするという緊張感や高揚感があるときには、防災行政無線放送は聞き流し状態で、耳には残りにくく、ましてや強風や大雨時に密閉された屋内では、聞き取ることもなかなか困難です。やまがメイトも現状では登録している市民は少ないと聞いています。百聞は一見にしかずと申します。自主避難場所開設場所を一覧表にして全戸に配布して周知を図るべきと思いますが、山鹿市の考えをお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

有働議員のご質問、自主避難所の開設基準とその周知、そして自主避難所と指定避難所の違いについて、お答えいたします。

まず、避難所の法的位置づけについて申し上げます。

本市では、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で避難する場所について定めております。

指定緊急避難所は、災害が発生した際に被災された住民や災害が発生するおそれのある場所から避難される住民が一時的に滞在する施設のことでございます。

次に、指定避難所は、被災のために住居を確保することが困難な住民のために、必要な期間滞在する施設でございます。

一方、自主避難所は、警戒レベル3・4以上が発令された際に開設します指定避

難所とは異なり、避難勧告や避難指示を発令する前に、予防的避難を促すことを目的として設置するものです。

本市の場合、避難所としての一定要件を備えていること、また地理的要件等を考慮して、山鹿健康福祉センター、老人福祉センター及び各市民センターの6カ所を基本に開設いたしております。ただし、災害の規模、状況に応じて62カ所の避難場所の中から追加して開設する場合がございます。

次に、自主避難所の開設基準としましては、台風の接近・上陸のおそれや長期間降り続く大雨などにより、日常生活への影響が懸念される場合、気象現象や市民からの避難所開設に関する問い合わせなどを勘案して開設するものでありますが、その運営においては、避難勧告や指示による指定避難所とは異なり、飲料水、食事、寝具等については、各自準備していただくこととなります。ただし、自主避難所が開設している状態で警戒レベル3・4以上が発令された場合は、自主避難所から指定避難所へ移行することとなります。また、避難所開設の際は、防災行政無線、やまがメイト、ホームページなどによりお知らせしております。

なお、2017年3月に作成しております山鹿総合防災マップにつきましては、各避難所を掲載していますが、自主避難所、各避難所の位置づけ、運営のあり方などについて、市民の中に浸透しきれていない部分があります。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、繰り返しお知らせしていく必要がありますので、つきましては、今後早めの避難行動に結びつけていくため、改めて市民の皆様概要版、改訂版などを作成するなどして、しっかりとお知らせを行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

周知方法に関しましては、一覧表を配布するとの答弁はいただけませんでした。改めてお願い、お知らせ等を行うということですので、例えば広報やまがやホームページ等で周知を図っていただけたらと思います。

現在、山鹿市の自主避難所は、答弁にもありました旧山鹿市の2カ所と、旧町の各市民センター4カ所の、合計6カ所に開設されるのがほとんどです。しかし、必ずしもこの6施設だけが自主避難所として固定されているということではなく、追加して開設することもあるとの答弁です。多発する近年の自然災害の状況や今後ますます高齢化が進み、早めの避難が求められます。自主避難所ですので、一晩か二晩の利用だけだとしても、避難先としてはアクセスのよさ、駐車場の広さ、立地条

件、居住空間、お手洗いの数や充実度、体の不自由な方が利用される車椅子の配備数やバリアフリー化、飲み物は持参ですので、現地で購入できる自動販売機の種類や設置数が多いなど、できるだけ快適な環境を確保することも必要だと考えます。特に新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現状では、避難所が混雑した場合、感染リスクが格段に高まる3密を避けるためにも、広い場所が必要かと思えます。

そこで、そのような条件に合致する山鹿市総合体育館を自主避難所開設施設として加えていただきたくお尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

有働議員のご質問、山鹿市総合体育館の自主避難所としての利用について、お答えいたします。

本市における台風、大雨時における自主避難所の設置につきましては、要件を備えた市内6カ所を基本に開設しております。ただし、災害の状況や警戒レベル3・4、避難勧告、避難指示を発令した場合においては、さらに保健師を初め、職員の配置等も勘案した上で、山鹿市総合体育館など、他の避難所についても追加して開設することになります。事実、今回の7月豪雨におきましても、避難勧告発令を機に、当初6カ所の指定避難所に加えて、八幡地区公民館を追加いたしました。さらには、避難者の増加に対応すべく、山鹿市総合体育館を開設した次第でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

追加開設に関しては言及をされましたけれども、残念ながら、言外に自主避難所としては、最初から開設することはしないという答弁でした。

私自身は、幸いなことに自主避難所や避難所を利用したことがないので、居住性などの実態把握はできておりませんが、今回、避難所を利用された方々から、利便性や居住性のよい山鹿市総合体育館を自主避難所にしてほしいという要望があるのも事実でございます。

山鹿市総合体育館は、カルチャースポーツセンターの中心施設で、ハンドボールの国際大会、国体、インターハイ等の各種大会、講演会、その他各種イベントに対

応できる設備を整えた施設で、山鹿市と契約をした指定管理者が管理運営を行っています。しかし、その前に山鹿市民全員が共有する施設でもあります。想定される災害規模や種類にもよるとは思いますが、避難者が増加したら追加で開設するのであれば、自主避難所として最初から市民が非常時に少しでも安心して快適に身を寄せれる施設として利用できるよう、再度検討をしていただきたくお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、有働君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

————— ○ —————

## 日程第2 委員会付託

○議長（永田 健君）

日程第2、委員会付託を行います。

議案第62号から議案第69号、認定第1号から認定第12号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

————— ○ —————

## 散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時45分 散会

~~~~~

9月11日(金曜日)



# 令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議 事 日 程（第3号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第4号））
- 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市水道事業会計補正予算（第1号））
- 議案第64号 山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第66号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 議案第69号 財産の取得について
- 認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 令和元年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和元年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第12号 令和元年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

（委員長報告）

討 論

採 決

第2 意見書案第2号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書

意見書案第3号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	立山	大二朗	君
2番	小川	榮二	君
3番	芋生	よしや	君
4番	勢田	昭一	君
5番	有働	辰喜	君
6番	服部	香代	君
7番	富田	弘海	君
8番	永田	健	君
9番	富丸	洋一郎	君
11番	北原	昭三	君
12番	芹川	正美	君
13番	藤原	豊	君
14番	平井	邦廣	君
15番	吉本	政幸	君
16番	池田	誠一	君
17番	堀	茂幸	君
18番	永田	紘二	君
19番	横手	啓介	君
20番	寺崎	勇児	君

○

説明のため出席した者

市 長	中嶋 憲正 君
副 市 長	池田 永実 君
教 育 長	堀田 浩一郎 君
総 務 部 長	木下 実 君

市 民 部 長	梅 崎 康 二 君
福 祉 部 長	佐 藤 ア キ 君
経 済 部 長	早 田 順 二 君
建 設 部 長	古 江 光 拓 君
教 育 部 長	瀬 口 慎 哉 君
市民医療センター 事 務 部 長	永 田 臣 司 君
消防本部消防長	中 原 茂 昭 君
水 道 局 長	池 田 淳 志 君

○

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	渡 邊 義 明 君
局長補佐兼議事係長	中 村 武 志 君
書 記	高 木 善 彦 君

○



認定第4号 令和元年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 令和元年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 令和元年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 令和元年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号 令和元年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号 令和元年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号 令和元年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（永田 健君）

堀市民福祉常任委員長。

[市民福祉常任委員長 堀 茂幸君 登壇]

#### ○市民福祉常任委員長（堀 茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案5件、認定5件であります。

9月8日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後に、福祉部、市民医療センター所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について報告いたします。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第4号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第64号 山鹿市手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、委員より反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員より反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員より反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員より反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号 令和元年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会からの報告を終わります。

#### ○議長（永田 健君）

寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

#### ○総務文教常任委員長（寺崎 勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案4件、認定1件であります。

去る9月9日、午前10時から501会議室において、委員1名欠席の中、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第4号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第65号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号 財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、順次発言を許します。芋生 よしや君。

〔3番 芋生 よしや君 登壇〕

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、おはようございます。

3番議員、日本共産党の芋生 よしやです。

私は、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第5号に対し反対の立場で討論させていただきます。

認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対をいたします。

令和元年度の一般会計歳入歳出決算に対する山鹿市監査委員の審査意見書には、歳入が前年度に比べ27億4589万3243円減少していて、その主な要因は市税、普通交付税及び市債の減少によるものだと書かれています。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により大幅に落ち込み、地方の消費活動も大幅に低下しています。個人消費も雇用所得環境の悪化がおもしとなり、長期化が見通される。山鹿市においても同様の状況で市民の暮らしは厳しくなり、消費は伸びず、経済も落ち込む状況です。

民生費の中では、生活保護受給世帯が減少しています。その主な理由は、困窮状態から自立できたという評価の面もあります。一方で、支援が必要な生活困窮者が潜在しているのではとも述べられていました。必要な方が受給できるような方策が必要ですし、障害者、高齢者福祉などにおいても同様に周知を図り、積極的に受けられるようにすることが必要だと書かれておりました。実態として、支援の手を待

つ方がいるという認識が、市の資料としても示されているのですから、具体的な方策を打ち出し、執行率を上げる努力が必要です。

教育部の児童福祉費では、保育士がいないために加算認定ができず、不用額が生まれています。子育て支援に力を入れている山鹿市としては確保努力が必要です。自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進です。住民が所得減の状況となり、消費が落ち込む事態になっているのですから、住民の暮らし・福祉を守る立場で最大限の努力をすることが必要です。

消費税増税がされた中、施設利用料金などを値上げして負担をふやし、住民の暮らしに影響を及ぼしています。令和元年度予算のときにも私は述べましたが、山鹿市は消費税5%から8%に上がったときには、市民負担となる条例改正は行いませんでした。これこそが住民を守る自治体の役割を果たしていると考えます。

総務費の戸籍住民基本台帳費のマイナンバー取得推進事業は、情報流出などの危険性、セキュリティ強化などによる際限のない税金投入が必要となり、市民の多くが望まぬ制度でもあります。カード所有者の増加促進には反対をいたします。

次に、認定第2号 令和元年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、主要施策の説明の中で、国民健康保険制度は国民皆保険制度の中核となり、地域住民の医療確保、疾病予防や健康の保持・増進に極めて重要な役割を果たしてきましたと書かれています。しかし、被保険者は人口の減少や就労形態の変化及び被用者保険の拡大により、高齢者、無職者など低所得の割合が上昇し、医療の高度化と相まって、医療費支出が増加して厳しい財政運営を強いられているとも述べられています。

また、給付と負担の公平性の観点から、短期証、資格証を交付の上、滞納者への働きかけや差し押さえなどの滞納処分を実施したとも述べられておりました。公平・公正というのであれば、低所得者の割合が上昇した被保険者に、それを求めるのではなく、国庫負担を減らしてきた国にこそ求めるべきです。自治体は、無収入である子供にもかけられる均等割などを軽減するなど、国保基金活用や一般会計からの繰り入れなども行い、国民健康保険税の軽減を図って住民を守る役割を果たすべきだと思います。その点で反対です。

認定第3号 令和元年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、後期高齢者医療保険料についても滞納者がふえている現実が書かれています。後期高齢者の主な収入である年金は給付削減が続き、消費税増税、物価上昇などによって、暮らし向きは厳しくなるばかりです。そういった実態の中、短期保険証交付を行ってまでの納付促進ではなく、負担軽減こそ努力すべきです。

認定第5号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について



て、介護保険事業特別会計の中に介護保険料は平成29年度から平成39年度は1億2347万3944円、平成30年度から令和元年度では3億8877万8244円ふえている一方で、地域支援事業費は、平成29年度から平成30年度では1327万9000円、平成30年度から令和元年度では1021万4000円と減少しています。介護保険法第129条では、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとしています。そうであるならば、高過ぎる介護保険料を取り過ぎることは許されません。その点で反対といたします。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。議員の皆様の賛同をお願いして終わらせていただきます。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の討論は終了いたしました。

次の通告順により、有働 辰喜君の発言を許します。有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号5番、有働 辰喜です。

私は、認定第1号 令和元年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてに反対の立場から討論をいたします。

（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費の委託料に含まれる遠距離通学対策事業費のうち、スクールタクシーに関しては、実績精算により約400万円の減額変更がなされておりますが、めのだけ小学校で運行されましたスクールバス運行管理業務委託のうち、貸し切りバスを使用したスクールバス運行管理業務委託費の変更はなされておられません。この貸し切りバス3台を使用したスクールバス運行管理業務委託は、平成29年度からの3年契約でスタートし、令和元年度が最終年度です。

私は、この業務委託費の算出根拠である時間制運賃とキロ制運賃のうち、時間制運賃に関し、市の積算時間は過大だとして、国が示す貸し切りバス使用のスクールバス年間契約時の運賃計算方法を採用すれば、予算額や委託料を抑えることができるとし、本市議会定例会において、幾度となく積算基準の見直しを訴えてまいりました。

この業務委託入札に関しては、市の発注時の委託業務仕様（1日単価）の時間制運賃算出欄では、国が示す運賃計算方法で積算されたことを示す出庫前・出庫後点検時間2時間で記載されていたものが、入札前に3倍の6時間に変更されたことが時間制運賃の増額を招いた原因であります。

不幸中の幸いと申しましては、非常に不謹慎ではありますが、入札方式が指名競争入札であったため、価格競争原理が働き、下限額の運賃単価で入札、結果として委託料は最小限の支出で済みました。それでも試しに算出をしてみますと、運行時間では、貸し切りバス3台で、1日7時間、金額で2万7140円、3年間では5040時間、1954万円が発注時の委託業務仕様より増額となります。これは落札事業者が入札時に提出した運行時間と運賃単価で求めたもので、消費税抜きの金額です。

入札後、中型バス1台が大型バスに変更されたのに伴う車種別単価差による増額分が162万円発生し、合計2116万円が発注時の積算基準による委託業務費よりも余分に支払われたことになり、本案件の業務委託費は消費税抜き価格が7487万2800円ですので、実に委託費の28%にもなります。消費税込みでは、2242万円が余分に支払われたという計算になります。

市は、業務委託契約最終年度となる今決算でも、この業務委託契約の変更をしておりません。つまり、積算基準の見直しはしないということでもあります。ことしの2月に入札が行われたプロポーザル方式で発注の令和2年度から3年間の同案件の業務委託入札でも運転時間7時間を採用したと、本年6月定例会で私の質問に答弁されていますので、見直しされることはなく、今後も続くということになります。すなわち、貸し切りバス1台当たり、毎日2時間、金額については入札単価が判明していないので、正確な金額は出せませんが、上限額単価に近い入札単価と想定しますと、今回の業務委託では大型車、中型車が各1台ずつですので、約2万4000円の運賃を余分に支払い続けるということになります。

市の積算根拠に関する考え方は、平成29年山鹿市議会の6月定例会と本年の山鹿市議会6月定例会で答弁をいただいておりますが、到底納得のいくものではありません。この積算基準で積算された貸し切りバス仕様のスクールバス運行管理業務委託に係る委託料を認めることは、公金が無駄に支出されたことを認め、また今後も無駄に支出され続けることを認めたことになるので、反対をいたします。終わります。

**○議長（永田 健君）**

以上で、有働君の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（永田 健君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第62号及び議案第63号の2案件を一括採決いたします。議案第62号及び議案第63号の2案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号から議案第67号までの3案件を一括採決いたします。議案第65号から議案第67号までの3案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、3案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号及び議案第69号の2案件を一括採決いたします。議案第68号及び議案第69号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第1号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号から認定第12号までの7案件を一括採決いたします。認定第6号から認定第12号までの7案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、7案件は原案のとおり認定することに決しました。

○

日程第2 意見書案第2号・意見書案第3号

○議長（永田 健君）

日程第2、意見書案第2号及び意見書案第3号を一括議題といたします。

意見書案第2号及び意見書案第3号について、職員に朗読させます。

[職員朗読]

意見書案第2号  
令和2年9月11日提出

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する  
意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員 寺 崎 勇 児

賛成者

山鹿市議会議員 服 部 香 代

山鹿市議会議員 平 井 邦 廣

山鹿市議会議員 芹 川 正 美

山鹿市議会議員 富 丸 洋一郎

山鹿市議会議員 勢 田 昭 一

山鹿市議会議員 小 川 榮 二

山鹿市議会議長 永 田 健 様

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として全国の過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

このような中、平成28年の熊本地震による影響や、今般の令和2年7月の豪雨災害により、本市を含め県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受けており、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について、措置されることを強く求める。

#### 記

1. 現行法の期限終了後も、地方の実態に即した地域の指定を含め、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を充実・強化すること。
2. 新法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」（いわゆるみなし過疎及び一部過疎）を引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	江藤拓様
国土交通大臣	赤羽一嘉様

意見書案第3号

令和2年9月11日提出

国土強靱化の継続・拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員 富 田 弘 海

賛成者

山鹿市議会議員 北 原 昭 三

山鹿市議会議員 横 手 啓 介

山鹿市議会議員 池 田 誠 一

山鹿市議会議員 藤 原 豊

山鹿市議会議員 立 山 大二朗

山鹿市議会議長 永 田 健 様

平成28年4月、かつて経験したことのない震度7の揺れを二度にわたり経験し、甚大な被害を受けた熊本地震から、一日も早い復旧・復興に向け県民挙げて取り組んでいる中、今年の7月には豪雨災害が発生し、本市を含め県内で60名を超える尊い人命が奪われるとともに、大規模な土砂災害のほか、道路、河川などの公共土木施設、農地、農業用施設、林地、林道施設、農作物など甚大な被害に見舞われ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。

現在、被災者の生活支援はもとより、災害復旧に向け、総力を挙げて取り組んでいるが、改めて災害に強く安全安心なまちづくりを強力に推進する必要がある。

そうした中、現在取り組んでいる国土強靱化地域計画に基づく強靱化対策や、高度経済成長期に整備されたインフラ等の老朽化対策については、3カ年緊急対策のみで完了するものではなく、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について、措置されるよう強く要望する。

#### 記

1. 3カ年緊急対策の取組期間が終了する令和3年度以降においても、長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算の確保など、対策の抜本強化を図ること。なお、新型コロナウイルス感染症への対応下であっても、新型コロナウイルス感染症に関連しない国の補助事業が縮小されないことがないよう配慮すること。

2. 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。
3. 施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大や、国庫補助制度や地方財政措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
内閣官房長官	菅義偉様
国土強靱化担当大臣	武田良太様

○議長（永田 健君）

意見書案第2号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、寺崎 勇児君、ありませんか。

○20番（寺崎 勇児君）

ありません。

○議長（永田 健君）

意見書案第3号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、富田 弘海君、ありませんか。

○7番（富田 弘海君）

ありません。

○議長（永田 健君）

これより、意見書案第2号及び意見書案第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第2号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第3号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

閉 会

○議長（永田 健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、令和2年（第4回）山鹿市議会9月定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 永 田 健

山鹿市議会議員 横 手 啓 介

山鹿市議会議員 永 田 紘 二